

八の一平弘造) 第八一号)

東北の復興と関西における継続的支援の取り組みに関する陳情書(大阪市北区中之島六の二の二七森詳介) (第八一号)

四月十二日 応急仮設住宅入居者の生活環境の改善等を求める意見書(宮城県多賀城市議会) (第一八六六号)

観光業における原子力損害の賠償に関する意見書(北海道議会) (第二八六七号)

〔仮称〕原発事故被ばく者援護法」の制定を求める意見書(東京都小金井市議会) (第一八六八号)

原子力災害避難者の安全・安心を確保するための法律の制定を求める意見書(福島県議会) (第一八六九号)

原発事故と福島県にかかる特別法についての意見書(福島県白河市議会) (第一八七〇号)

原発事故と福島県にかかる特別法についての意見書(福島県磐梯町議会) (第二八七一号)

原発事故と福島県にかかる特別法についての意見書(福島県矢吹町議会) (第二八七二号)

原発事故と福島県にかかる特別法についての意見書(福島県矢祭町議会) (第二八七三号)

原発事故と福島県にかかる特別法についての意見書(福島県川俣町議会) (第二八七四号)

十八歳までの医療費無料化を求める意見書(福島県郡山市議会) (第一八七五号)

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束と同事故に係る損害賠償の早期完全実施の実現を求める意見書(岩手県議会) (第一八七六号)

東京電力福島第一原子力発電所の事故による被害への対応を求める意見書(宮城県議会) (第二八七七号)

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線被ばくの健康影響に関する意見書(茨城県議会) (第二八七八号)

東京電力福島第一原子力発電所事故の取扱宣言の撤回を求める意見書(千葉県流山市議会) (第一〇〇号)

二八七九号)

東日本大震災津波からの観光の復興に向けた総合的な支援を求める意見書(岩手県議会) (第一八八〇号)

東日本大震災からの完全復興と、未来志向の東北を構築するための一層の対策を国に求める意見書(宮城県議会) (第一八八一号)

東日本大震災に伴う風評被害賠償に関する意見書(神奈川県横須賀市議会) (第一八八二号)

復興事業の着実な推進を求める意見書(岩手県議会) (第一八八三号)

復興交付金制度の弾力的かつ積極的な運用を求める意見書(仙台市議会) (第一八八四号)

福島の子どもの放射線被ばくに対する総合的な法整備を求める意見書(福島県議会) (第一八八五号)

「福島復興再生特別措置法案」の拡充及び早期成立を求める意見書(福島県一本松市議会) (第一八八六号)

放射能から子どもを守る対策を求める意見書(宮城県多賀城市議会) (第一八八七号)

〔仮称〕原発事故被曝者援護法の制定を求める意見書(東京都三鷹市議会) (第三四〇〇号)

原発事故と福島県にかかる特別法についての意見書(福島県川俣町議会) (第三四〇一号)

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期原因究明を求める意見書(福島県議会) (第三四〇二号)

○古賀委員長 これより会議を開きます。

理事補欠選任の件についてお詫びいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となつております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありますか。

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に近藤昭一君を指名いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古賀委員長 参議院提出、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。参議院東日本大震災復興特別委員長代理者参議院議員谷岡郁子君。

○古賀委員長 参議院提出、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。参議院議員谷岡郁子君。

放射能汚染から子どもと市民の健康を守る対策を求める意見書(滋賀県甲賀市議会) (第三四〇七号)

子供と国民を守る放射能汚染対策を求める意見書(前橋市議会) (第三六八八号)

六月八日 は本委員会に参考送付された。

放射能汚染から子どもと市民の健康を守る対策を求める意見書(滋賀県甲賀市議会) (第三四〇七号)

古賀委員長を守るよう、全身全霊で取り組んでまいります。

古賀委員長を始め、理事、委員各位の御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。(拍手)

○古賀委員長 次に、復興大臣政務官若泉征三君。

○若泉大臣政務官 このたび復興大臣政務官を拝命いたしました若泉征三でございます。よろしくお願いいたします。

福島を中心とした原子力災害からの復興及び再生に関する事項を担当いたします。

関係副大臣とともに平野大臣を支えてまいりますので、古賀委員長を初めとして、理事、委員各位の御指導と御協力を何とぞよろしくお願い申し上げたいと思います。(拍手)

○古賀委員長 福島を中心とした原子力災害からの復興及び再生に関する事項を担当いたします。

関係副大臣とともに平野大臣を初めとして、理事、委員各位の御指導と御協力を何とぞよろしくお願い申し上げたいと思います。(拍手)

○古賀委員長 お願いいたします。

福島を中心とした原子力災害からの復興及び再生に関する事項を担当いたします。

関係副大臣とともに平野大臣を初めとして、理事、委員各位の御指導と御協力を何とぞよろしくお願い申し上げたいと思います。(拍手)

れ、広範囲にわたる環境汚染の被害が発生いたしております。放射性物質が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等により、一定基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、または居住していた被災者及び政府による避難指示により避難を余儀なくされている被災者は、常に健康上の不安を抱えるとともに、事故前の生活の継続が不可能になり、苦痛を強いられています。中でも、子供たちは、汚染された環境で子供らしく生活することができなくなっています。

そのため、子供に特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策を推進することにより、原発事故によって事故前の生活基盤を損なわれた被災者の主体的な生活再建を実現していくため、本法律案を提案することとした次第であります。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択をみずからの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならないこと、被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、被災者に対するいわゆる差別が生ずることのないよう、適切な配慮がなされなければならないこと、被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、胎児を含む子供が放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から、放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子供及び妊婦に対する特別の配慮がなされなければならないこと等の、被災者生活支援等施策の基本理念を定めております。

第二に、国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、被災者の生活支援等に関

する施策を総合的に策定し、被災者に提示し、及び実施することの責務を有するものといたしております。

第三に、政府は、被災者生活支援等施策の基本理念にのっとり、その推進に関する基本的な方針を定めなければならぬものとしております。

第四に、国は、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染状況の調査結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壤等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するために必要な措置を講ずるものといたしております。

第五に、国は、支援対象地域及び支援対象地域以外の地域で生活する被災者、支援対象地域以外の地域から帰還する被災者並びに避難指示区域から避難している被災者の主体的な生活を支援するため、食の安全及び安心の確保に関する施策、子供の学習等の支援に関する施策、就業の支援に関する施策、家族と離れて暮らすこととなつた子供に対する支援に関する施策等、必要な施策を講ずるものといたしております。

第六に、国は、東京電力原子力事故に係る放射性物質による健康への影響に関する調査について、子供である間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことのある者に係る健診診断については、生涯にわたり実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられるものといたしております。

第七に、国は、被災者たる子供及び妊婦が、東京電力原子力事故に係る放射線による被曝に起因しない負傷または疾病を除いた医療を受けたとき

に負担すべき費用について、その負担を减免する

ためには必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものといたしております。

以上が、本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○古賀委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。

た。

○古賀委員長　この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省雇用均等・児童家庭局長高井康行君及び環境省総合環境政策局環境保健部長佐藤敏信君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古賀委員長　御異議なしと認めます。よって、そのようく決しました。

○古賀委員長　これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。太田和美君。

○太田委員　民主党の太田和美でございます。

改めて、この法案の修正協議に御尽力をいただきました皆様方に、心から感謝、御礼を申し上げたいと思います。

本日、傍聴席に市民の方も来ております。まさ

にこの法案はこうした皆様とのさまざまな思いを一つにして策定できた法案だというふうに思う

と、大変感慨深いものがござります。

まず、提出者の谷岡議員にお尋ねをしたいと思

うと、大変感慨深いものがござります。

ものがポイントになつてゐるのは発議者の皆さんも御存じだと思います。

いわゆるこの Chernobyl 法といふものは、被災者というものを細かく定義して、そして、細かく支援している、生活支援しているということ

が一番のポイントだったというふうに思つております。避難区域等からの住民への支援はもとより重要でありますけれども、私は、このような法律をつくつて、特に、私が今住んでおります福島県の中通り地方など、低線量被曝のリスクを抱えながら住み続ける人々の支援も強化する必要がある、そのように思つて、私も民主党のワーキングチームの副座長としてこの法案の取りまとめにかかりわつてまいりました。

こういった形で、各党が合体して、与野党一致でのこの子ども・被災者支援法ができたことは大変大きな意義がありますし、発議者の皆様方、与野党協議に当たつた皆様方に、改めてこの御努力、被災地の議員として心から感謝、御礼を申し上げたいと思います。

ただ、若干残念なことがあります。まさにこの法案はこうした皆様とのさまざまなものと、大変感慨深いものがござります。

改めて、この法案の修正協議に御尽力をいただきました皆様方に、心から感謝、御礼を申し上げたいと思います。

本日、傍聴席に市民の方も来ております。まさ

にこの法案はこうした皆様とのさまざまなものと、大変感慨深いものがござります。

改めて、この法案の修正協議に御尽力をいただ

きました皆様方に、心から感謝、御礼を申し上げたいと思います。

ただ、若干残念なことがあります。まさにこの法案はこうした皆様とのさまざまなものと、大変感慨深いものがござります。

改めて、この法案の修正協議に御尽力をいただ

きました皆様方に、心から感謝、御礼を申し上げたいと思います。

して、それがこの法案を生み出した大きな原動力であるというふうに思つております。この法案に込めた思いでございますが、何よりも、この一年余りにおいて、東電並びに日本の国家の名において、その線引きにおいて主体的な生活を損なわれてしまった人々、その方々を再び人生の再建に当たつて人生の主体者の席にお返ししたい。また、多くの線が引かれてしまうことによつて、時には家族、時には近隣者、コミュニケーションの中でさまざまな線が引かれ、それが溝になつた。そういう溝をもう一度埋め直したい。

この法案は、人々をつなぐ法案でなければならぬ。この法案は、人々を客体として扱つてきたことから、主体者としての地位、主権者としての地位をお返しする法案でなければならないという思いでつくつております。

したがいまして、まず情報をしっかりと与えられること、それにいて自己決定といふもののがなされること、それに対して国がしっかりと支援を行つうこと、それがこの基本線になつております。それは、具体的な生活上の負担を軽減すること、ということのみではございませんで、心の垣根を取り払われるということが何よりも重要なことだと思つております。

また、具体的なことにつきましては、ただいまのところは、特に子供を中心とした施策が中心となつております。それは、何よりも子供の放射性物質に対する感受性がとても強いことが重要であり、そしてまた、未来の世代を私たちが守らなければならぬといふところにあります。

しかし、これは始まりの一歩であります。まだ私たちがやれていらないことは、高齢者が今骨折がふえてしまつてしまつたり、また認知症が悪化したり、さまざまなどを私ども聞いております。その対策について、この福島県の基金が尽きたときにはどうするのか、また福島以外のところにいらっしゃる方々についてどうするのか、まだまだ課題は残つておられます。

もちろん実施をしていただくのは政府でござい

ますが、私たちは、これを全て政府に委ねつ放しにするつもりはございません。立法者の意思として、この法案が成立いたしました暁には、私たちも、この一年余りにおいて、現実的な対応をするべきものと見ておりまして、現実的な対応をするべきものと認めています。この法案を産み育てていく者として一緒に活動していくことを今超党派の議員で相談をしているところでございます。

タウンミーティングも開きたい。また、皆様の声をしつかり聞いていきたい。具体的なプログラムになつていないということを反対にしつかりと利用して、皆様の声、自治体の声、そういうものがしつかりと伝わって、そのニーズに応じてプログラムが立てていかれる、そんな法律に育ててまいりたいと思うところでございます。

○太田委員 ありがとうございます。

この法案をよりよいものに皆さんと一緒にしていきたいというふうに思いを同じくさせていただきました。

この法案をよりよいものに皆さんと一緒にしていきたいというふうに思いを同じくさせていただきました。この法案をよりよいものに皆さんと一緒にしていきたいというふうに思います。

そしてあと、福島県民からすれば、この法案、支援対象地域が年間何ミリシーベルト以上のところになるのかというところが一番関心のあるところだというふうに思います。

もちろん、機械的に分けることによつて住民が分断されることは避けなくてはなりません。そして、今の段階で数字がひとり歩きするということはよくないという点を踏まえて、あえて言及したいと思いますけれども、チエルノブリヤ法あるいはI.C.R.P.や国内法令に照らしても私は一ミリシーベルト以上というところが支援対象地域にならなければならないというふうに思つております。

そのことにより、そこで、発議者の方には、具体的な数字はお尋ねいたしませんけれども、この支援対象地域の設定についてどのような検討を政

府に期待をするのか、そのお考えをお尋ねしたい

○谷岡参議院議員 お答えいたします。

I.C.R.P.は、皆様も御存じのように、一般市民

の年間の被曝量を一ミリシーベルト以下ということを推奨いたしております。同時に、事故後に起きましては、言つてみれば移行期間というものを認めておりまして、現実的な対応をするべきであるということも言つております。この二つを考慮ながらやっていかなければならない。

同時に、できるだけ一ミリから二十ミリの中で低い方を選ばなければならぬということも書いております。現在の二十ミリの数値というのは一ミリから二十ミリの中での一番高いところをつてゐるということで、特に、三倍から四倍の感受性を持つと言われている子供にとっては全く望ましい状況ではないというふうに立法者たちの意見として考えております。

そこで、今後の問題でございますが、これは地域によつてもいろいろあるうかと思ひますが、基本的にものを、これから自治体であり、そして避難していらっしゃる皆様であり、残つていらっしゃる皆様、そういう方々の御意見というものは

しっかりと聞きながら、そこで考えていかなければならぬと思います。この法律をきっかけに、ともに考える、ともに一番いい形を生み出していく、この放射性物質が環境内にあるという状況の中で、私たちがどのような形で力を合わせていくのかということについて、やはりしつかりと、みんなが車座になつて話し合うことができるような状況というものをつくりたいかなければならないと思ひます。

政府におかれましては、その声をしつかりと聞いていただきたいと思います。再びこの法律がまた人々の間に線を引くことにならないように、どの単位で人々を分けていけばいいのか。例えば、

そこ北は北海道から南は沖縄まで、家族が離散しているという状況を考えれば、これでは十分でございませんので、十分これらを考える措置もしていかなければならぬと私どもは考えております。

この考え方のもと、例えば御指摘のありました家族に会う際にかかる費用の負担を軽減する措置、これは現在、賠償で月一、二回程度は認められておりますが、十分ではありません。全国、そ

れこそ北は北海道から南は沖縄まで、家族が離散しているという状況を考えれば、これでは十分でございませんので、十分これらを考える措置もしていかなければならぬと私どもは考えております。

また、家族と離れて居住することに対する不安や寂しさを解消するために、子供たちの将来に対する大変さまざまな課題が出てまいりますので、これらについても、通信費用の軽減やカウンセリング、心のケア、子供たちが集まつての催し

○太田委員 次にお伺いしたいと思います。

ちょっとと時間がないので早口になりますけれども、この法案の第八条、第九条で、家族と離れて暮らすことになった子供に対する支援に関する施策を講じるものとするいうものが盛り込まれております。

福島県では、今、離れて暮らす家族と会う際にかかる旅費、ここに大変負担がかかるというような切実な声が聞こえてまいります。どのように支援が必要と考へられるのか。本来であれば、事故が起きなければ、こうした家族離散することなかつたはずであります。今こそ、一番やはり力を入れていかなければならない、そうした家族のきずなのところに切り込みを入れていただきたいというふうに思つておりますので、そういったところを発議者の方にお伺いしたいというふうに思ひます。

物の実施など、そして何よりも、ある意味では住環境の改善ということも極めて重要な問題だと私も考えております。

これらの適切な措置が講ぜられるものと考えておりますので、この辺はよく地元や被災者の皆さんと相談をしながら、適切に対応していきたいと思つております。

○太田委員 ありがとうございました。

最後に、復興大臣にお尋ねしたいというふうに思つております。

福島県は、原発事故を逆手にとって、全国に誇れる健康長寿県を目指す、そういう考え方でござります。政府も、復興再生基本方針で同様の趣旨を盛り込む方向と伺つております。

ところが、この具体策について、私も各省庁、いろいろなところにレクをお願いするんですけれども、どこに頼んでも司令塔はどこなのかわからなくて、たらい回しにされているような状態でございます。県任せにすることではなくて、やはり国として福島県の健康づくりに責任を持って支援するという決意をお伺いしたいというふうに思つます。

この法案についても、私のところに昨日、双葉町村会から法案修正の要望などを送られてきました。医療費減免の対象を妊婦や子供に限らず大人に広げていくべきなど、そういうものがございました。それほど福島県の健康の不安というものが大きいということをございます。

そのことを踏まえて国としての行動をしてもらいたいというふうに思つておりますけれども、復興大臣、いかがでしょうか。

○平野(達)国務大臣 今委員から御紹介がございましたけれども、政府では、福島復興再生基本方針の策定を今進めておりまして、その中で、福島の復興及び再生の目標として、安全で安心して暮らすことのできる生活環境の実現を掲げております。

この目標の実現に向けましては、厚労省、厚労省では心のケア等々も含みます。小学生、中学生

の心のケアについては文科省も参画をいたしました。あるいは健康管理、これは今規制庁法案ができますと環境省が主体的に取り組む形になります。

福島県は、あくまでも福島県の独自の取り組みでございますから、これについて国がどうのこうのども、どんなんとかななかないかなどといふことは、いうわけにはなかなかないかと思います。

ただ、一般的な今回の原発の事故に関連しましての健康管理、心のケアも含みますけれども、医療体制の整備、これにつきましては、国が万全の体制で支援をしていくことございます。

○太田委員 ありがとうございました。

大臣、しかし、この法案で、基本理念のところに、外部被曝及び内部被曝に伴う被災者の健康上の不安が早期に解消されるよう最大限の努力がなされるものでなければならないということ、そして、この法案の中には、政府は基本方針を定めなければならぬということになつております。

やはりそういう意味で、不安を解消するためには、福島県は本当に事故後でも健康になつたということがそうした不安を解消する一番の手段であるというふうに私は思つておりますので、その辺のところを政府としても最大限の努力をお願いいたします。

吉野正芳委員の質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、この法案の検討に当たつては、チエルノブリ法を参考にいたしました。住民に、移住を希望する方には移住の費用、それから移住先での住宅の確保、雇用の支援、これを受けることができますよ。また、残ることを選択した居住を希望する住民に関しては、居住し続けることになつております。さらには、避難先から帰還をしてくる場合もございます。この帰還者の方に関しても、自分の意思で選択をし、選択をした上は支援をしていくことになつております。

ただいま南相馬市的小高区は避難地域解除されまして、帰還ができることになつておりますが、生活することが大変困難であることが指摘されておりますので、この法案を活用して支援していくかと思つております。

○吉野委員 そうなんです。行政の押しつけでは

私は、いろいろな人に言つてます。みんな、福島事故、福島原発と簡単に言つてます。でも、そのことがいかに福島県の方々、特に商売をなさつていてる方々に風評被害という圧力で苦しめています。

いろいろなところで聞きます。そういう中で、法律の名前に、東京電力原子力事故、福島の名前が入つてません。本当に心から感謝を申し上げます。

さて、質問をさせていただきます。

先ほど太田議員も、チエルノブリ法、これをお話しになりました。まさにこのチエルノブリ法の精神を盛り込んだ法案だなというのが私の印象です。

ただ、自分の選べるんです。ここに住むか、またほかに住むか、全部自分の意思で選べる。そして、どこに行つてもそこへの支援をしていく。そういう考え方でありますので、その辺、チエルノブリ法をどのように参考にしたのか、森議員、お答えいただきたいと思います。

○森(ま)参議院議員 吉野正芳委員の質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、この法案の検討に当たつては、チエルノブリ法を参考にいたしました。住民に、移住を希望する方には移住の費用、それから移住先での住宅の確保、雇用の支援、これを受けることができますよ。また、残ることを選択した居住を希望する住民に関しては、居住し続けることになつております。さらには、避難先から帰還をしてくる場合もございます。この帰還者の方に

関わっても、自分の意思で選択をし、選択をした上は支援をしていくことになつております。

最初にこの法案を見たときに、名称です、福島の名前がないんです。本当に、提案者の皆様方、福島県のことを思つて、風評被害を少しでもなくすことを思つております。

この目標の実現に向けましては、厚労省、厚労省では心のケア等々も含みます。小学生、中学生

なくて、そこに住んでいる、避難している本人の意思で自分の生活を選べる、そしてそこへの支援、本当にすばらしい法律だなというふうに思つています。

読んでいて、ちょっと疑問というか、教えてください。支援対象地域、ここで、放射線量が一定の基準、住めるというか、政府が避難の指示を解除できる基準を下回つても、一定の基準以上の地域という形で、具体的にどうなんだというところをお聞きしたいと思うんです。

○森(ま)参議院議員 これについては、ほかにも質問が同様のものが出ておりましたけれども、本法案はプログラム規定でございますので、数字については条文上規定をされておりません。

具体的にどの地域を支援対象地域に設定するかにつきましては、今般の原子力発電所の事故に係る放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないという認識のもと、多様な事情を総合的に勘案して決めていく必要があると思います。被災者となり得る住民等の意見を聞きつつ、国民の理解が得られるよう基準を今後具体法で設定していくことが重要であると考えております。

○吉野委員 立法者のイメージとして、例えば福島県全部入るような、そんなイメージで一定の基準というものを設けたのか。それとも、厳しくとういうか、一定の基準以下のところはだめだよ、福島県であろうともだめだよという形で設定したのか。その辺のイメージを、思いを述べていただきたいと思います。

○森(ま)参議院議員 提案者の一人であります私の意見でございますけれども、福島県は全國域含まれるという考えでございます。

さらには、福島県の外、他県につきましても、放射線の非常に濃い地域もございますし、さまざまな状況を勘案して含まれていくべきかという希望を持っています。

○吉野委員 ありがとうございます。

やはり、我々福島県に住む者としては、福島県

で線引きをして、ここはいいよ、ここはだめだよ、これはもう争いのもとになるわけですから、思い

として、福島県は全部入るという、そういうことの立法者の意思を、いわゆる執行する政府は尊重していただきたいと思います。

先ほどまた太田議員からお話をありました、子供、妊婦の医療費の無料化なんですかね、やはり大人も含めてほしい、そういうふうに法律改正をしてほしいというお願いが一点です。

第一点目は、医療費負担、これも被災者全てに、大人も子供も含めて被災者全てに医療費の減免をしてほしいというお願いです。

三番目に、これは十三条の三項のところなんですが、それでも、放射線に起因するというところを、なかなか原因がわからないというふうに理解していますので、明らかに起因しないものというふうに言葉を、条文を変えてほしいという意見書がきのう届いていますので、提案者の方でもし直せるならば、これを吟味して、修正なり、また見直しあ事項なりをつけいただきたいと思います。

そこで、子供に限ったことはわかります。私も女の子の孫がおりまして、福島いわきで生まれたんですけども、ずっと今住んでいますから、将来なかなかお嫁にも、実は、ある仮設で五十歳の奥さんが、十九歳の娘がお嫁に行けない、娘さんも、お嫁に行かないと、だから私は孫が見られないで、この法律がございました。まさに始まりの一歩だといふふうに思いました。こんなところも、将来に対する不安を解消するために、生涯医療費無料化というのをいいんですけれども、大人のところもこれから考えてほしいなというふうに思います。

先ほど谷岡先生の答弁の中で、始まりの一歩だといふふうに思いました。まさに始まりの一歩で、この法律ができたら、大人も含めた被災者全員に医療費の無料化をしていくんだというようなことをぜひ、私も含めてですけれども、我々立法者としてつくっていきたいと思っていますけれども、

いかがでしょうか。

○森(ま)参議院議員 私のもとへも、双葉町村委会と浪江町長から同様の要望が届いております。

また、本日と昨日の朝日新聞の一面に、アメリカのモニタリングによる実測値の汚染地図が当時、避難民に示されなかつたという記事が載つております。つまり、第一原発の北西方向、浪江町や飯館村を含む三十キロ超にわたり、一時間当たり百二十五マイクロシーベルト、この線量は八時

間で一般市民の年間被曝量の限度を超える数値でございます。浪江町の方々は、八時間で限度を超えるところに六日間滞留しました。避難の経路を示されず、津島支所に向かって行つたからです。

飯館村の方々は、一ヶ月後の四月二十二日になるまで避難指示がされませんでした。

そういうことを勘案いたしますと、特に浪江町や双葉町村委会の要望は根拠があるものだといふふうに考えております。ですので、大人を含めた

医療費無償化に向けての私たちの試みを加速させなければいけないと思っております。特に、この大きな意味があるものとと思っております。

そこで御答弁をいたしますと、御指摘の十三条D-Iの試算値と違つて実測値でござりますので、この他被災者への医療の提供に係る必要な施策」と

きのう、きょうの新聞記事は、今までのSPEE

三項では「被災者たる子ども及び妊婦」という文言になつておりますが、その先を読みますと「そ

のうに定められておりまして、この部分は、子供、大人を区別しておりません。ですので、現行のこの法律のままでも、大人の医療費を減免す

る施策が講ぜられることができると私は解釈して

おります。

○吉野委員 法律にそのように書いてあれば、きちんと政府の方でも、立法者の意思として、大人も含めた医療費減免、これを考えていつてほしい

と思います。

実は、我々、福島特措法をつくりました。そのときに、六十五条で、将来健康被害が発生した場合、保健、医療及び福祉にわたる措置を総合的

に講ずるために必要な法制上または財政上の措置を講ずるものとする、こういう規定が六十五条に書かれています。

だから、将来、放射線の影響で病気になつたとして担保されるということです。立証責任なんですかね、立証責任なんです。福島特措法は、立証責任が自分にあるというふうに解釈しているんです。やはり立証責任が自分にあるということです。立証責任なんです。立証責任なんです。立証責任が自分にあると思うので、その辺は、皆さんの法律はどうなつているんでしようか。

はなかなか厳しいものがあると思うので、その辺は、立証責任が自分にあると思うんでしようか。

これが、立証責任を国にあるという意味で定めた条文の文言でございます。ですので、当時子供だった方々が将来大人になつた場合も含めて、結婚するときも、就職するときも、その後も、一生医療費を無償または減額していただける。そのと

きに、病気になりましたよ。これがをしましたよ。それがこの原発事故に起因するものだということを自分が立証しなくてもいいんです。病気になつたという事実だけでいいんです。病院にかかるんです。そして、それは違うと国が思うのでしたらば、国が裁判で立証してください、その病気は

医療費を無償または減額していいんです。病気になつたという事実だけでいいんです。病院にかかるんです。そして、それは違うと国が思うのでしたらば、国が裁判で立証してください、その病気は

医療費を無償または減額していいんです。病気になつたという事実だけでいいんです。病院にかかるんです。そして、それは違うと国が思うのでしたらば、国が裁判で立証してください、その病気は

医療費を無償または減額していいんです。病気になつたという事実だけでいいんです。病院にかかるんです。そして、それは違うと国が思うのでしたらば、国が裁判で立証してください、その病気は

医療費を無償または減額していいんです。病気になつたという事実だけでいいんです。病院にかかるんです。そして、それは違うと国が思うのでしたらば、国が裁判で立証してください、その病気は

医療費を無償または減額していいんです。病気になつたという事実だけでいいんです。病院にかかるんです。そして、それは違うと国が思うのでしたらば、国が裁判で立証してください、その病気は

医療費を無償または減額していいんです。病気になつたという事実だけでいいんです。病院にかかるんです。そして、それは違うと国が思うのでしたらば、国が裁判で立証してください、その病気は

医療費を無償または減額していいんです。病気になつたという事実だけでいいんです。病院にかかるんです。そして、それは違うと国が思うのでしたらば、国が裁判で立証してください、その病気は

うふうに言つていたんですが、民主党、政府の方に言つてきました。そこで、私たちは質問をしたんです。明らかに削つた場合と削らない場合で、國に立証責任があるということが変わりますか。

そうしましたら、民主党、政府側のお答えは、変わりません、國に立証責任がありますということ

でございました。

私たち、それが確認をできましたので、明らかに削つても、この法案を成立させることができます。

それで、福島特措法の場合は立証責任は個人にありますか。福島特措法の場合は立証責任は個人にあります。この点が、私たち野党案の一番こだわった点でございます。自民党を初めとした野党の子ども救済法と民主党さんの被災者支援法が合体してできたこの法案でございますが、

野党の子ども救済法で絶対譲りたくない、十二条の立証責任の部分でございます。

これは、立証責任を国にあるという意味で定めた条文の文言でございます。ですので、当時子供だった方々が将来大人になつた場合も含めて、結婚するときも、就職するときも、その後も、一生医療費を無償または減額していいんです。病気になつたという事実だけでいいんです。病院にかかるんです。そして、それは違うと国が思うのでしたらば、国が裁判で立証してください、その病気は

医療費を無償または減額していいんです。病気になつたという事実だけでいいんです。病院にかかるんです。そして、それは違うと国が思うのでしたらば、国が裁判で立証してください、その病気は

医療費を無償または減額していいんです。病気になつたという事実だけでいいんです。病院にかかるんです。そして、それは違うと国が思うのでしたらば、国が裁判で立証してください、その病気は

医療費を無償または減額していいんです。病気になつたという事実だけでいいんです。病院にかかるんです。そして、それは違うと国が思うのでしたらば、国が裁判で立証してください、その病気は

医療費を無償または減額していいんです。病気になつたという事実だけでいいんです。病院にかかるんです。そして、それは違うと国が思うのでしたらば、国が裁判で立証してください、その病気は

医療費を無償または減額していいんです。病気になつたという事実だけでいいんです。病院にかかるんです。そして、それは違うと国が思うのでしたらば、国が裁判で立証してください、その病気は

医療費を無償または減額していいんです。病気になつたという事実だけでいいんです。病院にかかるんです。そして、それは違うと国が思うのでしたらば、国が裁判で立証してください、その病気は

医療費を無償または減額していいんです。

○吉野委員 あと、医療費の減免という言葉なんですね。減らす、減じるものと、免ずる、ただに因しないというふうな、「明らかに」の文言をつけてくださいという双葉町村委会からの要望がありません。全く同じであるというふうに考えております。

これは、私たち野党案に最初からついておりました。明らかに起因しないものを除くという不

泰ブリストならば私たち最後は妥協しますといふふうに言つていたんですが、民主党政府の方に言つてきました。そこで、私たちは質問をしたんです。明らかに削つた場合と削らない場合で、國に立証責任があるということが変わりますか。

うふうに言つていたんですが、民主党政府の方に言つてきました。そこで、私たちは質問をしたんです。明らかに削つた場合と削らない場合で、國に立証責任があるということが変わりますか。

と考えております。ですので、福島県外の方の医療費で減額される場合もある、そういう意味でございます。

○吉野委員 わかりました。

それでは、区域内で生活する人たちへの支援、ここにちょっと移つていきたいと思います。

ここで医療の確保というふうに書かれていますけれども、これは具体的に、病院があつて、薬屋さんがあつて、そこに行く交通手段もあつて初めて医療が確保されるというふうに私は思つんですけれども、例えば広野町を例にとると、お医者さんも薬屋さんも経営的に成り立たないです、人が来ないですから。その辺はどう維持していくのか、そこまで含めてちょっと教えてください。

○森(ま)参議院議員 まさに、病院の経営が成り立たないと、病院が潰れてしまう。そつしますと、帰還をしても医療の支援を受けることができないわけですから、病院の経営支援ということも視野に入つております。

相双地域を含む被災病院の協議会から、悲痛な要望が来ております。東電からの賠償が大変低額で遅い、そしてそれに対しても課税をされてしまうので、もう経営がもたないという声があります。そういう病院をしっかりと支えて、被災地の皆様が医療の支援を確保していただけるようになるということまで、この法案は目的にしております。

○吉野委員 そこが一番大事で、医療施設があるにもかかわらず、やはり経営的に成り立たないから撤退してしまうということのないように、そこは、政府も、立法者の意思を体して、経営的に成り立たない医療施設であつても、例えば広野とか檜葉とか川内村にはきちんと、経営を維持できるような、そんな支援をしろというのがこの法律の目的なのですから、大臣、この点についていかがでしょうか。

○平野(達)国務大臣 委員が特に後段で触れられた例えは双葉郡もこれから帰還の作業に入つてまいりますけれども、その場合に、医療のサービス

の確保、どのように提供するかということは必須の課題でございます。

今後の進め方につきまして、どのようにすべき

を尊重して、適切にしつかり対応してまいりたい

というふうに思つております。

○吉野委員 時間も参りましたので、本当にありがとうございます。皆さんのがこの法律をつくつてくれたことに感謝を申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○古賀委員長 ありがとうございました。

○高木(美)委員 公明党の高木美智代でございます。

○古賀委員長 次に、高木美智代君。

○高木(美)委員 公明党の高木美智代でございま

す。

まず初めに、本法案をお取りまとめになられた

関係者の皆様に心から御礼を申し上げるものでござります。

先ほど来、プログラム法というお話がございま

した。それをどのように実効性を持たせていくの

か、理念法で終わらせずに、今全国の被災してい

らっしゃる方が期待をしていらっしゃるよう

になります。

二項の健康調査につきましては、福島復興再生特

別措置法と比較をしますと、一つは、国の責任で

県外の方にも同様の健康調査が行われるべき、ま

た二つ目に、少なくとも子供に対しては生涯にわ

たって調査が行われるよう国が財政措置を行うべき

こと、こうしたことが明確になつたと認識をしてお

ります。

また、現在、県の自治事務で行われています福島県民健康管理調査につきましても、実施主体の変更を検討する必要性が答弁されているようでございますが、この理念法を実施法として一つ一つ

確立していかなければならぬと考えます。

まず、提案者にお伺いいたします。

今後の進め方につきまして、どのようにすべき

とお考えなのか、見解を求めます。

○加藤(修)参議院議員 今回の法案作成の過程に

おきました、提案者といたしましては、健康調査は国の責任をさらに明確にすべきと考えていると

くかを話し合うに当たりまして、当初の野党案であります子ども・妊婦保護法案とセットにいたしまして、実は野党六党は平成二十三年東京電力原子力事故に係る健康調査等事業の実施等に関する法律案、これを参議院に既に提出しております。

このいわゆる健康調査等法案は、健康調査等事業を法定受託事務として実施するものでござりますが、現時点においては一つの実施法案として示されています。そこで、たたき台として国会で御審議をいただくことによりまして、福島の方あるいは被災の方、何よりも子供の健康を守れるよ

う取り組みを進めていただきたい、このように考

えている次第でござります。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

重ねてお伺いいたします。

私も、昨年の七月からですが、我が党は県の担当を決めまして、福島に月二回、今もずっと通わせていただいておりまして、いたいた御要望の

実現、一つともかく闘わせていただき、お返事をさせていただいております。

そこで、福島の特措法のときもそうでしたが、やはり国の責任を法律で明確にしましても、誰が

責任を持つてやるのか、これをはつきりいたしませんと、どうしても国というのは、恐縮ですが、

譲つて譲つて、誰かがやるだろうというそのすき間にいろいろなものを落とし込んでしまうという

傾向性もあります。

そこで、この法文の中に主務官庁それから主務大臣が明記されていないという、この理由は何か

おありなんでしょうか。被災者生活支援等施策の

具体的な推進に当たりましては、復興庁、文科省、厚生労働省等々、多くの関係省庁が関係しております。また、この施策をどこの省庁が中心となつて進めること、定めることを想定していらっしゃるのか、見解を伺いたいと思います。

こういいますのは、やはり施策の責任主体となる主務官庁がはつきりしませんと、法律案でさまざま、基本方針の策定も書かれていますし、それに基づいた施策実施に至るまでに実効性が弱まってしまうのではないかという懸念があるからでございます。提案者に答弁を求めます。

○加藤(修)参議院議員 お答えいたします。

この法案において、主務官庁、主務大臣を明記しなかった理由ですが、まず、政府全体で取り組んでいただきたい、そういう思いが一つはござります。また、法案に規定している施策は多岐にわたります。また、法案に規定している施策は多岐にわたります。また、法規に規定してあるもの、個々の施策の内容から所管する官庁や中心となる省庁は明らかになるたまつておりますものの、個々の施策の内容から所管する官庁や中心となる省庁は明らかになるたまつております。また、法規に規定してあるもの、個々の施策の内容から所管する官庁や中心となる省庁は明らかになるたまつております。また、法規に規定してあるもの、個々の施策の内容から所管する官庁や中心となる省庁は明らかになるたまつております。

日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのつとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な実行を図ること、これを任務としておりますし、中心的な役割を果たしていただきたい、このように考えております。

また、この法案に規定しました施策の重要性からすれば、実効性が弱まることがあります。また、この法案が成立した暁には、具体的な措置が関係省庁によつて適切に行われることになるか国会がやはりいと考へておりますし、そのためにも、この法案が成立した暁には、具体的な措置が関係省庁によつて適切に行われることになるか国会がやはりいと考へておりますし、そのためにも、この法案が成立した暁には、具体的な措置が関係省庁によつて適切に行われることになるか国会がやはりいと考へておりますし、そのためにも、この法案が成立した暁には、具体的な措置が関係省庁によつて適切に行われることになるか国会がやはりいと考へておりますし、そのためにも、この法案が成立した暁には、具体的な措置が関係省庁によつて適切に行われることになるか国会がやはりいと考へておりますし、そのためにも、この法案が成立した暁には、具体的な措置が関係省庁によつて適切に行われることになるか国会がやはりいと考へておりますし、そのためにも、この法案が成立した暁には、具体的な措置が関係省庁によつて適切に行われることになるか国会がやはりいと考へておりますし、そのためにも、この法案が成立した暁には、具体的な措置が関係省庁によつて適切に行われることになるか国会がやはりいと考へておりますし、そのためにも、この法案が成立した暁には、具体的な措置が関係省庁によつて適切に行われることになるか国会がやはりいと考へておりますし、そのためにも、この法案が成立した暁には、具体的な措置が関係省庁によつて適切に行われることになるか国会がやはりいと考へておりますし、そのためにも、この法案が成立した暁には、具体的な措置が関係省庁によつて適切に行われることになるか国会がやはりいと考へておりますし、そのためにも、この法案が成立した暁には、具体的な措置が関係省庁によつて適切に行われることになるか国会がやはりいと考へておりますし、そのためにも、この法案が成立した暁には、具体的な措置が関係省庁によつて適切に行われることになるか国会がやはりいと考へておりますし、そのためにも、この法案が成立した暁には、具体的な措置が関係省庁によつて適切に行われることになるか国会がやはりいと考へておりますし、そのためにも、この法案が成立した暁には、具体的な措置が関係省庁によつて適切に行われることになるか国会がやはりいと考へておりますし、そのためにも、この法案が成立した暁には、具体的な措置が関係省庁によつて適切に行われることになるか国会がやはりいと考へおります。

○高木(美)委員 提案者にもう一回確認なんです。

が、基本方針をつくるということは、その後の実効性も、先ほど加藤議員がおつしやつたように、チエックをするという機能ももちろんあわせ持つ

わけでございまして、当然その中心官庁というの

は私はやはり復興庁が担うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。加藤議員にお伺いします、それでおよしいですか。

○加藤(修)参議院議員 そのようでございます。

○高木(美)委員 今の提案者からの答弁を受けまして、政府の見解を平野大臣に伺いたいと思いま

す。

○平野(達)国務大臣 東日本大震災からの復興に向けての基本方針、あるいは先般可決いただきました福島特別措置法に基づく基本方針、これは復興庁がまとめております。復興庁が、まとめる際には各省の施策を統合する、意見を聞いてそれを

統合するということで基本方針をまとめております。

今回の法律も、これが成立をするということであれば、私どもは、復興庁がまずこの基本方針を定めることになるんだろうと想定をしてお

ります。

今回の法律も、これが成立をするということであげて、政府を挙げて取り組むということになりますから、各省が持っている施策を責任を持つて実行してもらおう、そしてその全体の調整は復興庁が担当、この構図は、津波、地震地域の復興、それから福島再生特別措置法でも変わりません。この法律もそういう形で運用していくのがよろしいかなというふうに思っております。

○高木(美)委員 どうぞよろしくお願ひいたします

次に、基本理念について伺いたいと思います。

第二条第四項におきまして、「被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう、適切な配慮がなされなければならない。」とあります。具体的に、提案者である加藤議員はどのようにことを想定されているのでしょうか。

○加藤(修)参議院議員 御指摘のとおり、被災者に対する差別の防止が課題となつておりますが、この法案の施設を講ずる中でも、いわれなき差別が生じることのないよう配慮をされる必要があり

ます。

例えば、この法案では、支援対象地域からほかの地域に移動する被災者、あるいは避難指示区域

から避難している被災者に対し、移動とか避難先の地域での生活を支援するための施策を講ずることとしておりまして、当該施策を講ずる上では、その移動、避難先の地域の住民、地方公共団体の協力が必要なわけがあります。そういう協力をを得るためには、いわれなき差別が生じることのない環境をつくておく必要があります。こうした考え方を明確に示すため、第二条第四項を規定することとしたしました。

この法案の各種の施策は、同項の基本理念に即したものとなるように講ぜられることとなります

が、特に第十八条では、放射線等について国民の理解を深めるための施策を講ずるものとしてお

り、これは差別の防止に資するものであると考えてあります。例えば、学校教育における放射線に

関する教育やあるいは人権教育の推進など、必要な教育及び啓発を行うことが考えられます。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

かつて私も、ウクライナからいらした学識者の方と懇談をしましたときに、風評被害などのよう

に聞つたか、このことを率直に伺いました。一つは、徹底した放射線教育です、正しい知識をとも

かく与えてもらいたい、もう一つは、マスコミの誤った報道に対して徹底して闘つたことです、こ

の二つを述べていらっしゃいました。

やはり、第二条のいわれなき差別を防止するた

めには放射線教育が不可欠であると思います。第

十八条では、放射線に関する学校教育、社会教育を含めた施策についての規定が盛り込まれております。

政府の取り組みの現状と今後の対応につきまし

て、きょうは平野大臣にもお越しいただきました。大変短時間で恐縮ですが、簡潔な答弁を求めております。また、環境省からも副大臣にお越しいただいておりまして、簡潔な答弁を求めたいと思

ます。

○平野(博)国務大臣 今、高木先生からお話をございましたが、特にそういう人権問題、差別、こ

ういうことが起こらないようにするためにも、しっかりと正しい認識を持つてもらう必要がある、こういう観点から、放射線教育に関する現実は今どうなつていてるんだ、こういう御質問だと

理解をいたします。

放射線に関して差別を受けることはあってはな

らない、こういうことで、児童生徒を初め国民全

体が放射線について正しい知識を持つことが極め

て重要でございます。

文科省としましては、放射線に関する教育につ

いては、新しい学校學習指導要領の理科において、放射線の性質と利用について新たに示し、全国の

学校で平成二十三年度から指導をさせていただ

ているところでございます。また、文科省として、

例えば放射線について正確な知識を学ぶための小

中高等学校における児童生徒用の副読本を作成

し、配付をしてございます。基礎知識のみならず、

放射線等の人体への影響、放射線や放射性物質か

ら身を守る方法などについて学ぶことができるよ

うにいたしておりますところでございます。

さらに、教育委員会等に対し、被災した児童生

徒を受け入れる学校において、当該児童生徒に対する心のケアや当該児童生徒を温かく迎えるための指導上の工夫、保護者、地域住民の方に対する説明などが適切に行われるよう、いじめの問題などを許さないように、問題を生じさせないように要請をいたしているところでございます。

○横光副大臣 お答えをいたします。

この法案の十八条に示されております、放射線

が人の健康に与える影響等ということでございま

すが、これは、政府としては、もともと大変重要

であると考えております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

私も、放射線教育、そしてまた政府を挙げての

こうしたいわれなき差別が生じることのないよう

な取り組み、かねてより求めてまいりました、今

このように進められていることを高く評価したい

と思います。その上で、さらに実効性を持たせら

れますように、速やかなお取り組みをお願い申し上げるものでございます。

この後、済みません、簡潔に加藤議員にお伺い

いたします。

まず、この支援対象地域につきましては、ここをどのように設定していくか、ここがこの法律のかなめになつております。この地域、そして地域

なつております。そうしますと、どの省庁がどのような基準で、またプロセスを経て指定をしていくのか、それが法文には書かれておりませんけれども、その理由をどのようにお考えなのか。また、この指定に当たりましてはどこかの省庁の省令で定めていくのか、また、指定に当たりましては関係地方公共団体の長からの意見聴取などの必要はないのか、簡潔な答弁を求めます。

○加藤(修)参議院議員 この法案の支援対象地域の設定には、広過ぎず狭過ぎない適切な範囲を地域の実情を踏まえて決定していく必要がございます。

また、この法案は、今般の事故に係る放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないという認識のもとにおきまして、いわゆる支援対象地域の設定の基準も、多様な事情を総合的に勘案して決めていく必要があると考えられます。そのため、具体的な基準をどうするかにつきましては、政府で定める基本方針を踏まえまして、政府全体の英知を集め、適切に定められるものと考えております。

なお、提案者といたしましては、御指摘のように、いわゆる被災者となり得る住民等の意見を聞くほか、関係地方公共団体の長から意見を聞くなどにより、国民の理解が得られるような基準を設定することが重要だと考えております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

基本方針につきましては、御指摘のようになります。御指摘のように、いわゆる被災者となり得る住民等の意見を聞くなどにより、国民の理解が得られるような基準を設定することが重要だと考えております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

基本方針につきまして、一問まとめてお伺いしたいと思います。

一つは、基本方針につきまして、閣議の決定を求める必要があると考えますが、いかがでしょうか。その方が基本方針に係る国責任を明確にすことができると思います。

それからもう一つは作成するに当たりまして、関係行政機関の長と協議する必要があるのでないかと考えますが、いかがでしょうか。

○加藤(修)参議院議員 提案者といたしましては、内閣としての意思決定と責任をやはり明確にすべきである、そういうふうに考えておりますの

で、基本方針については閣議決定を経ることが望ましい、このように考えております。

また、後者、二番目でございますが、基本方針の取りまとめについては復興庁で行うことを想定しておりますが、基本方針に定める事項は非常に多岐にわたり、複数の行政機関の所掌事務に関する事項が多いことから、基本方針の作成及び変更に当たっては、御指摘のように必要に応じて関係行政機関の間で調整が行われる、このように考へている次第であります。

○高木(美)委員 ただいまの質問につきまして、平野大臣からも答弁を求めていたいと思います。

基本方針についての閣議決定、また作成に当たっての関係行政機関の長との連携でございます。

○平野(達)国務大臣 この法案の趣旨、それから法案提出者の意向、そしてこの委員会での議論等々を踏まえまして、きちんと対応したいというふうに思います。

○高木(美)委員 最後に、経産省の北神政務官に伺います。

本法案では、東電に対しまして費用についての求償規定は、国はできると書いてありますが、東電に対する協力措置規定はありません。汚染状況の調査とか、また除染の実施などに当たりまして当然協力が必要になると思いますが、この法律が成立したときには、政府はそのようにきちっとお取り組みになられるのでしょうか。

○北神大臣政務官 結論から言えば、しっかりと協力を要請していただきたいというふうに思っています。

○金子(恵)参議院議員 高橋千鶴子委員には、私と同じ東北の出身ということでございますけれども、被災者の皆様に寄り添つた形で活動していた大だいておりますことに感謝申し上げたいと思います。

まず、基本方針の案の取りまとめてにつきましては復興庁で行い、個別の施策につきましては当該施策を所掌する省庁が所管することを考えております。

例えば、六条に定める放射性物質による汚染の状況についての調査等につきましては文部科学省が、そして七条に定める除染の継続的かつ迅速な実施につきましては環境省が、第九条そして十条に定める住居の確保に関する施策につきましては国土交通省が、同じく九条、十条に定める就業の支援に関する施策につきましては厚生労働省が、そして二条のいわれなき差別が生じないための配慮や第十八条に定める放射線と被災者生活支援施

策に関する国民の理解を深める施策については文部科学省や法務省人権擁護局が所管するといったことを考えております。

なお、提案者としましては、この法案が成立し

た暁には、各省庁において具体的な施策が適切に

行われるよう国会がしっかりとチェックをしてい

くことにより、法律の実効性を高めていくことが

重要であるというふうに考えているところでござ

ります。

最初の質問は、先ほど高木委員の質問の中でお答えになつていたのかと思うんですけども、改めて確認をしたいと思います。

といいますのは、本法案の主務大臣が誰かといふことです。明記をしていないわけですね。そして、中身が、いろいろなものが盛り込まれておりますので、関係省庁はいろいろあるだろう。しかし、責任のなすりつけ合いになつては困りますので、最終的には、先ほどの答弁からいうと、復興大臣ということでおよろしいのかということを改めてまず提案者に確認いたします。

○高橋(千)委員 まず、基本方針は復興庁がまとめるということは確認をしたわけですが、それから諸施策を関係省庁が担当するのはいいんです。ただ、最終的な責任、つまり、基本方針がその後いろいろな省庁にまたがつてどうなつていくのかということをチェックしたり進言したりしなければならない。復興庁をつくるときに、復興大臣というのはそういう位置づけで、大臣と横並びではなくてはいけない。復興庁をつくるときには、復興大臣といふという位置づけでつくったはずであります。そういうことも含めまして、平野大臣に確認をしたいと思います。

○平野(達)国務大臣 法案が成立いたしましたら、今委員の言つた方向で、ぜひ復興庁、役割を果たしたいというふうに思います。

○高橋(千)委員 確認をさせていただきました。ただし、復興庁は十年の期限がついておりますので、終わつた後も引き継がれていくのだとうことは確認をしたいなと思います。

先ほど吉野委員から、福島という言葉をあえて入れなかつたんだということがありました。私は、その心情はよく理解できます。そして、参議院の議論を聞いておりますと、避難の権利ですとか帰還をしたい人たちの支援ですか、あるいはいわなき差別の問題、まさに福島の皆さんに寄り添つてつくつてあるんだなというふうに思いました。

ただ、この法案そのものは、やはり、出発点か

らいいますと、子供だけでなく大人もそうである、

あるいは福島県だけではなく福島県の外の方も想定しているというふうに思いますけれども、確認をさせてください。

○金子(恵)参議院議員 被災者につきましては、法案の第一条において「一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者」をということとされております。

この被災者の範囲ですが、これまで施策が講ぜられてきた避難を余儀なくされた者よりも大幅に拡大することとなります。福島県外に居住している者や大人であっても、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住している、または居住していましたことがあれば、被災者となつていくこととなります。

また、移動や帰還に係る施策につきましては、福島県の被災者のみを想定しているのではなく、支援対象地域から移動する者または支援対象地域に帰還する者を対象とするため、福島県以外の地域であつても、支援対象地域に設定されていれば、移動や帰還に係る施策が講ぜられることとなりま

す。
差別につきましても、福島県の被災者だけではなく、福島県外の放射線量が高い地域に居住し、または居住していた被災者に対する差別の恐れがあります。そのため、福島県に限らず、広く支援対象地域に居住している方々、または居住していきます。

○高橋(千)委員 ありがとうございました。確認ができたと思います。

今の一定の基準以上というのは、では、どこから基準になるのというのが非常にひつかかるところなんですねけれども、これは既に参議院でも議論をしておりますので、きょうはあえて質問をしないということで、広く対象とするということで知惠を出し合つていただきたいと思います。

そこで、第三条の原子力政策を推進してきた国が責務、これが明記をされております。なぜ原子力事業者の責任については明記をされないので想定をさせてください。

○金子(恵)参議院議員 原子力事業者の責任につきましては、原子力損害の賠償に関する法律第二条第一項において「原子炉の運転等の際、当該原

子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる」とされているところです。原子力事業者が第一義的に無過失責任を負うこととなつております。この法案ではこのような理解を前提としておりまして、原子力事業者が責任を負うこととは当然のこととして規定しております。

なお、今回の原子力事故につきましては、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられている方々の中には、東京電力による損害賠償の対象となるかどうか必ずしも明確でない方々もおいでございます。また、損害賠償の対象となる方であつても、すぐ支払い等が行われず、現に生活上の負担等を強いられている場合があります。この法案は、このような状況の中で、まずは国として国民の生命、身体及び財産を保護する必要があるとの考え方について、必要な施策を講ずべきであることを定めております。

なお、国の施策の対象となつた被害が結果として東京電力に損害賠償を請求し得るものであった場合には、後に適切に求償が行われるべきであるとの旨は第十九条に規定しているところであります。

○高橋(千)委員 今の説明は、原賠法に書かれていましたから当然のことなんだという説明だったかと思います。

福島法の最初の案が国の責任さえも入つておりませんでした、政府の案が。それに対して、幾らかの意見を上げまして、最終的には同じような書きぶりでござります。

最初に説明をされた二つ目の質問のところで、決して県内だけではなく、県外の人も含めて移動や帰還の問題がある、あるいはいわば差別といふのはあるんだというお話をありました。

本当にそうなんだけども、現実はあらゆる線に線引きで、福島の皆さんや、あるいは福島のすぐお隣の皆さんが苦しい思いをしています。そのときに、なぜ自分は賠償されないので川一つ挟んで向こうはされるんだとか、そういう県民同士の思いがありますよね。でも、それを本当に乗り越えておりません。

そこで、第十三条に、健康影響調査あるいは医療の提供について明記をされております。また、医療の提供につきましては、十三条第三項に定められた被災者への医療の提供に係る必要な施設を規定しております。その規定に基づき具体的に定しているところでございます。

医療の提供につきましては、十三条第三項に定められた被災者への医療の提供に係る必要な施設を規定してしまったので、大人については明記しております。しかしながら、十三条第三項ではその他被災者への医療の提供に係る必要な施設を規定してしまって、この規定に基づき具体的にどのような施設が講じられるべきかは、病気の状況のほか、被災者の意見、また国民の理解が得られる形になつているかといった視点も踏まえて検討されることとなります。その検討の結果、大人についても医療費を減免する施設が講じられることもあります。そのふうに考えていくところです。

そのため、定期的に健康状態を把握して健康管理を行なうことでこのような不安を解消することができます。

そのため、定期的に健康状態を把握して健康管理を行なうことでこのような不安を解消することができます。

前段は、このような観点から、大人が子供かを問わず、定期的な健康診断など健康への影響に関する調査について国が必要な施設を講ずることを規定しているところでございます。

医療の提供につきましては、十三条第三項に定められた被災者への医療の提供に係る必要な施設を規定してしまったので、大人については明記しております。しかしながら、十三条第三項ではその他被災者への医療の提供に係る必要な施設を規定してしまって、この規定に基づき具体的にどのような施設が講じられるべきかは、病気の状況のほか、被災者の意見、また国民の理解が得られる形になつているかといった視点も踏まえて検討されることとなります。その検討の結果、大人についても医療費を減免する施設が講じられることがあります。

それで、第十三条に、健康影響調査あるいは医療の提供について明記をされております。また、医療の提供について明記をされております。

先ほどの説明の中で、立証責任は国にあるんだという御説明もあつたかと思ひます。ここで大人に対するはなかなか読み込めないところがあるんですねけれども、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○金子(恵)参議院議員 健康調査と医療の提供について、成人についてはどのように考えるか、大人についてはどういうに考えるかというおただしでござりますが、健康調査については、低線量の放射線が人の健康に与える影響が科学的に十分に解明されていないというところから、支援対象地域に居住し、または居住していた方、避難指示でございますが、健康調査につきましては、低線量の放射線が人の健康に与える影響が科学的に十分に解明されていないというところから、支援対象地域に居住していけるのだという御答弁だった

かと思います。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。その他のところでも読んでいけるのだという御答弁だった

かと思います。

本當はこの医療の問題をもう少し質問したいと思つたんですけれども、今後、規制庁ができれば担当がそちらになるんだということで、何か今、端境期で、どうもまた責任がはつきりしなくなつちゃうなと思いました、要望だけ平野大臣に受け取つていただきたいと思います。

子供の場合には、今、福島県の放射線医学県民健

供の甲状腺検査をずっとやっているわけですが、五・一ミリ以上の結節や二十・一ミリ以上の囊胞を認めたものが百八十六人、二次検査となりました。ただ、小さなしこりや囊胞があるとされた子供が一万三千四百六十人、三五・三%にも上るんですね。だけでも、二次検査の必要はない、しかしはあるけれども、検査の必要はないという言葉に、母親たちは本当に衝撃を受けております。これではどうしていいのかわからないと。

このことは通販雑誌にも載つたわけですけれども、青森に避難してきた福島県の親御さんが、自分の子供がどうなのかを知りたいということです。本当にこれでは不安に答えてもらえないということを言っておりましたので、説明も含めて、また継続的な検査をしていくことが必要なんだということをぜひお願ひしたいと思います。

そして、大人の場合は、今やられているのは本当に部分的な、そして外部被曝だけでありまして、九六・四%の方が五ミリシーベルト未満とあつたわけですが、二十五ミリの方もいたわけで、自分たちの党の議員さんも、そういう通知をもらって衝撃を受けているということです。ただし、それは外部被曝だけですので、内部被曝自体も全くわかつてない。そういう中で、不安だけが広がっている。では、自分たちはなぜ診てくれないのであるか。大人は当然行動範囲が広いでですから、そこはちゃんとフォローしていくかなければだめなんだということを要望しておきたいと思います。

さて、きょうは北神政務官にも来ていただきておりますので、先ほどの関連なんですが、東電の関係で一言、簡潔にお願いいたします。

今、宮城県などで要望が上がっているんですけども、東電の賠償の当事者がどんなことを言っているか。原子力損害賠償支援機構を通して国民の税金による支援を今東電が受けているので、中間指針からはみ出す賠償はできない、こう言つてあります。これは何か逆さまじゃないか。

○北神大臣政務官 僕に、東電の担当者がそう言つた事実があるのであれば、それは言語道断の話でありまして、厳しく指導しなければいけないというふうに思つています。

というのは、中間指針というのは、御案内とのおり、賠償すべき損害の中で類型化が可能なものについて類型化しているだけであつて、それをみ出しているものであつても、個々の被害者の状況をちゃんと踏まえて相当因果関係範囲内で賠償するというのが我々の今までの運用でございます。しましたが、これにはつきりと明記して、中間指針に載つていないものについても相当因果関係のものについてはちゃんと賠償すべきだということです。今年三月に中間指針の追補でございましたが、これにもはつきりと明記して、中間指針の追補でもはつきりとそういうふうに考えておりますし、東京電力にもそのように指導をしていきたいというふうに思つていています。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。

中間指針を直すのが一番いいんです。それが私たちの要望です。宮城県をいわゆる風評被害の中にぜ入れないのかというのが一番の要望ですの

で、それは言つておきたいと思います。

しかし、現場でこのようなことは絶対言わせない。お隣の丸森町は、本当に川を挟んですぐ隣が福島であるにもかかわらず、二十万円の見舞金を出すんだからそれで打ち切りだということを言つて歩いているとか、そういうことがさまざま聞こえてくるんですね。それが皆さん的心を傷つけて

国債が入っています。それ自体、我々大問題だと思つてますが、入つていてるから賠償できない、それを認めたものが百八十六人、二次検査となりました。ただ、小さなしこりや囊胞があるとされた子供が一万三千四百六十人、三五・三%にも上るんですね。だけでも、二次検査の必要はない、しかしはあるけれども、検査の必要はないという言葉をして、しっかりと応えていくというふうな指導をしていただかべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○北神大臣政務官 僕に、東電の担当者がそう言つた事実があるのであれば、それは言語道断の話でありまして、厳しく指導しなければいけないというふうに思つています。

というのは、中間指針どいうのは、御案内とのおり、賠償すべき損害の中で類型化が可能なものについて類型化しているだけであつて、それをみ出しているものであつても、個々の被害者の状況をちゃんと踏まえて相当因果関係範囲内で賠償するというのが我々の今までの運用でございます。しましたが、これにはつきりと明記して、中間指針に載つていないものについても相当因果関係のものについてはちゃんと賠償すべきだということです。今年三月に中間指針の追補でございましたが、これにもはつきりと明記して、中間指針の追補でもはつきりとそういうふうに考えておりますし、東京電力にもそのように指導をしていきたいというふうに思つていています。

○平野(達)国務大臣 福島の原発事故に関連しましては、健康管理を含め、あるいはこれから帰還者への支援を含め、それから賠償を含め、政府はいろいろな観点から支援もしくはやらなければならぬことを実施しているということです。

先般申し上げたのは、項目を見る限り、大体、政府については各項目についての一応の施策はそろつてます。しかし、きょうの議論にもございまして、なかなかそういう被災者ニーズをちゃんと支援する権利を得たということ、それから、土地を離れて、そしてそこにいても、それはそれぞれ自分で決めてください、いずれにせよ、きちんと支援しますからねという被災者ニーズを彈力的に応えます。まさに被災者ニーズをきちんと把握した法案だと思います。

ただ、きょうのこの委員会の中でもずっとと言われるよう、見守りますよ、そういう思いがこもつた、すごく優しい気持ちを持つた法案なんじゃなくて、なかなかそういうふうに私は思います。まさに被災者の声を受けてできた、被災者ニーズをきちんと把握した法案だと思います。

ただ、きょうのこの委員会の中でもずっとと言われてるよう、これを理念だけで終わらせてはいけないわけです。きれいごとだけで終わらせてはいけなくて、少しでも苦しんでいる方を楽にさせてあげる、そういう実効性のあるものに変えなければいけないというふうに思います。

○高橋(千)委員 しつかりとお願いいたします。

またこのような機会を設けていたくよう委員長にお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○古賀委員長 次に、斎藤やすのり君。

まず、今回、発議者の皆様におかれましては、政黨を超えて、そして、被災地選出の議員だけです。本当にこの法をつくられたのに対し、大臣はこのように答えてます。「条文を読む限り、現在行つてある施策と大きな乖離があるとは考えていません。つまり、違わないと。新しい法律をつくりても何も違わないというのであれば、これは無視したことになっちゃうわけですね。さつき主務大臣は誰ですかという質問をいたしました。何か、第三者的な答弁をしていましたように思ひます。

○平野(達)国務大臣 福島の原発事故に関連しましては、健康管理を含め、あるいはこれから帰還者への支援を含め、それから賠償を含め、政府はいろいろな観点から支援もしくはやらなければならぬことを実施しているということです。

先般申し上げたのは、項目を見る限り、大体、政府については各項目についての一応の施策はそろつてます。しかし、きょうの議論にもございまして、なかなかそういう被災者ニーズをちゃんと支援する権利を得たということ、それから、土地を離れて、そしてそこにいても、それはそれぞれ自分で決めてください、いずれにせよ、きちんと支援しますからねという被災者ニーズを弾力的に応えます。まさに被災者ニーズをきちんと把握した法案だと思います。

ただ、きょうのこの委員会の中でもずっとと言われるよう、見守りますよ、そういう思いがこもつた、すごく優しい気持ちを持つた法案なんじゃなくて、なかなかそういうふうに私は思います。まさに被災者の声を受けてできた、被災者ニーズをきちんと把握した法案だと思います。

ただ、きょうのこの委員会の中でもずっとと言われてるよう、これを理念だけで終わらせてはいけないわけです。きれいごとだけで終わらせてはいけなくて、少しでも苦しんでいる方を楽にさせてあげる、そういう実効性のあるものに変えなければいけないというふうに思います。

○斎藤(や)委員 新党きづな斎藤やすのりと申します。

まず、今回、発議者の皆様におかれましては、政黨を超えて、そして、被災地選出の議員だけではなく、谷岡先生もいらっしゃいますけれども、地域を超えてこの法案をつくられたことについて心から敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

本当にこの一年半、私も被災地の宮城県ですか、被災地の小さな子供を持つお母さん方は大変な心配と不安を抱えながら生活したわけでござります。その不安が少しでもこの法案をもつて和らいでくれればいいなというふうに心から思つております。

今回の法案は三つのポイントがあると思うんです。福島県以外の避難されている方が支援を受けます。その不安が少しでもこの法案をもつて和らいでくれればいいなというふうに心から思つております。

本当にこの一年半、私も被災地の宮城県ですか、被災地の小さな子供を持つお母さん方は大変な心配と不安を抱えながら生活したわけでござります。その不安が少しでもこの法案をもつて和らいでくれればいいなというふうに心から思つております。

そのポイントですが、支援対象地域をどうするか、この基準でございますけれども、今回の原子力発電所の事故というものは、放射性物質、この放射線が人の健康に及ぼす危険についていままだ科学的に十分に解明されていないところにさまざま問題も惹起しているわけです。普通、我々福島に生活していますと、低線量、長期被曝、こういう言葉がもう毎日のように使われますけれども、こういういまだに科学的に十分解明されていない状況の中で、どのように、被災されている福島県外の方も含めてこの実態をきちんと捉えて、そして心を込めて手を届かせていくかということになるわけです。

では、どういう地域か、支援対象地域はどこであるかということになりますと、これも与野党で大変協議のあつたところでございますが、この基準につきましては、政府で定める基本方針を踏まえて、適切に定めて対応していく、こういうことにいたしました。これは谷岡発議者初め我々も言つておるわけでござりますが、その基準といふものを含めまして、実態に合うように、我々も、言葉としていろいろな言葉をつくておりますけれども、議連とか協議会をつくつて、発議者を中心とした全党、これらの気持ちをこうした基準の中に盛り込んでいくことが大切であろう、こういふことで、監督、チェックをしていきたいと思います。

また、一方では、被災者の皆さんからの生の声、あるいは自治体の御意見も十分に聞き、また国民の皆さんの御理解も一方では得なくてはならない。こういうこともありますので、そういうたるものをお勘案しながら、これは政府において決めていきますが、先ほど申しましたように、皆さんと国でチエックし、また、発議者は議論的なものでまたきちんと実態に合うようにしていきたい、こ

ういう考え方でございます。

〔委員長退席、近藤(昭)委員長代理着席〕

○斎藤(や)委員 データが少ないので、やはり最悪の事態というか、危険を念頭にしたこと

対策としてとるのがリスクをヘッジする一番の方法だというふうに思いますので、そこをしっかりとと考えなければいけません。

私がすごく心配しているのは、こういった基準を例えれば復興庁とか環境省がつくりますと、帰宅の基準が二十ミリシーベルト以下ですから、二十

ミリシーベルトという基準になつてしまふんじやないか、そういう心配も私はしております。以下は安全だと言ふ人がいます。しかし、二〇〇五年に米国の科学アカデミーによつてつくられたB E I R 委員会では、被曝のリスクは低線量でも直線的に存在する閾値はないという報告をしていました。低線量でも、晚発性のがんを初め、病気になるリスクを大いに秘めている。

この危機管理は、先ほども言いましたけれども、最悪の事態を想定すること、やはりこれを念頭に基準づくりをするべきだというふうに私は思いますが、特に全世代平均の四倍も放射能の感受性の強い赤ちゃん、子供、こういった子供たちを二十分のミリシーベルトの高線量の場所に住ませるというのは、私はもつてのほかだというふうに思つてお

りますし、この支援対象地域についても、やはり年間一ミリシーベルト以上のことには設定すべきだと考えます。そんなふうにしたらお金は幾らあっても足りないよというのが官庁の理屈かもしれないけれども、私は制度設計をしていただきたいというふうに思います。

それから、今回の医療の提供の対象が子供と妊婦だけになっています。これはなぜ対象がこういうふうになつているのかというのをお伺いしたいと思います。

○荒井参議院議員 端的という御指摘が非常に難しくございます。

発議者の一人として私は、この与野党協議でもう全ての国会議員の気持ちだと思います、明らかにこの放射線災害、原発災害と無関係である、我々も認識しておりますので、ここについての、妊婦が医療を受けられるようにし、子供が医療を受けやすくするようになりますと、健康への不安を解消するとともに子供たちの健康管理を行う、そして子供たちの健康被害を未然に防止する、こういったことを考えて、十三条三項の冒頭のところに被災者たる子供及び妊婦について医療費の自己負担を減免するためには国が必要な施策を講ずることを明示した、こういうことござります。

先生の御意見は、けさほど福島県の双葉地方から緊急要望ということで出た御意見でございまして、そういうことも十分勘案して、政府とともに、國の責任は國会の責任でありますから、この法律を生かしていくべきだらう、このように思ひます。

その上で、ガイドラインを定めませんと、お医者さんに診に来もらつたときに、これは関係する、関係しないということをお医者さん自身も判断できない場合もあります。ガイドラインをつくるていくといふことが一つのやり方ではないか、このように考えております。そのときに、今そのガイドラインをつくるときに、そういう各

黨の気持ちがきちんと反映されるようにしていくことがあります。未然に防ぐこともありますけれども、やはり大人になってからの発症ということも十分考へられると思いますので、ぜひこの対象とりのデータでもあつたように、五年後、特に十年後になつてから飛躍的にふえていくといふことがあります。未然に防ぐこともありますけれども、やはり大人になってからの発症ということも十分考へられると思いますので、ぜひこの対象とりのデータでもあつたように、五年後、特に十年後になつてから飛躍的にふえていくといふことがあります。

〔近藤(昭)委員長代理退席、委員長着席〕

○斎藤(や)委員 ゼビよろしくお願ひします。

特に、放射能の疾病というのは、チエルノブイリのデータでもあつたように、五年後、特に十年後になつてから飛躍的にふえていくといふことがあります。未然に防ぐこともありますけれども、やはり大人になってからの発症ということも十分考へられると思いますので、ぜひこの対象とりのデータでもあつたように、五年後、特に十年後になつてから飛躍的にふえていくといふことがあります。

○荒井参議院議員 だけではございません。十三条三項には、「その他被災者への医療の提供に係る必要な施策」とも規定しております。

○斎藤(や)委員 子供や妊婦以外の被災者についてはどうかといふふうに思ひます。

この法案というのは、やはり基準をどう決めるか、ということが重要なわけなんですけれども、被曝と疾病的関係をどうやって立証するのかということも非常に重要になつてまいります。立証責任は被災者が背負うのか、どうやって立証するのかと、いうのを端的に答えていただけないでしようか。

○荒井参議院議員 端的という御指摘が非常に難しくございます。

発議者の一人として私は、この与野党協議でもう全ての国会議員の気持ちだと思います、明らかにこの放射線災害、原発災害と無関係である、我々も認識しておりますので、ここについての、妊婦が医療を受けられるようにし、子供が医療を受けやすくするようになりますと、健康への不安を解消するとともに子供たちの健康管理を行う、そして子供たちの健康被害を未然に防止する、こういったことを考えて、十三条三項の冒頭のところに被災者たる子供及び妊婦について医療費の自己負担を減免するためには国が必要な施策を講ずることを明示した、こういうことござります。

先生の御意見は、けさほど福島県の双葉地方から緊急要望ということで出た御意見でございまして、そういうことも十分勘案して、政府とともに、國の責任は國会の責任でありますから、この法律を生かしていくべきだらう、このように思ひます。

その上で、ガイドラインを定めませんと、お医者さんに診に来もらつたときに、これは関係する、関係しないということをお医者さん自身も判断できない場合もあります。ガイドラインをつくるといふことが一つのやり方ではないか、このように考えております。そのときに、今そのガイドラインをつくるときに、そういう各

しゃつたように、やはり政治主導で、少しでも苦しい人を助けるんだという思いを持って制度設計に当たらなければいけないというふうに私は思つております。

○谷岡参議院議員 斎藤委員にお答えいたしました

この問題に関しましては、私たちは三つの方向で考えております。

それは、被爆者援護法というような形で指定されているさまざまな病気、疾病と障害というようなものがあります。これはもちろんカバーされます。

それから次に、方向といたしまして、放射線だけではなくて、事故による生活の激変、例えば運動不足ですとか、さまざまなものがあろうかと思いますけれども、そういうことが因果関係となって出ている可能性が高いもの。例えば、骨密度が下がるとかストレスとか、いろいろなこと、肥満等も考えられると思いますが、そういう生活習慣によるものが次に考えられます。

そして三つ目には、この事故を機にして悪化したような、重篤化したようなもの、これは認知症ですか発達障害等で一番多く見られることなんですねけれども、こういうものが考えられます。この三方向というものを、できるだけ広く、可能な限り広くとつて救済したいというのが私たちの思いでございまして、ガイドラインはその上に立つてできるものと考えております。

○斎藤(や)委員 ありがとうございます。

その体力不足、運動不足に関するなんですか対象地域の子供たちは、国の援助で屋外運動の機会の提供などを受けることができる、今、谷岡先生がおっしゃったことですけれども。今回は原子弹事故の被災者が対象の法案なんですが、実は、宮城県では仮設住宅に住んでいる子供たちの運動不足が大変顕著になつておりますし、子供の平均よりも一日大体二千歩、歩く量が少ないというデータがありますし、それから福島

県の須賀川では、ある仮設住宅では十人中六人が糖尿病だったというようなデータも出てきております。

この対策について、国はどう考えておられるんでしょうか。

○高井政府参考人 お答え申し上げます。

被災した子供の支援につきましては、平成二十一年度、昨年度の第一次及び第四次補正で、安心市町村で災害復旧として児童館を整備する場合に施設整備費補助金を交付しているところでございまして、これらの施策を通じまして被災地の子供の支援をしてまいりたいと考えております。

私の住む宮城県では、放射能に不安を感じて、九州や沖縄に避難されている方がたくさんいました。比較的線量が低いになぜと思われるかもしれませんのが、政府の情報発信が少なかつたということも、非常に不信感を持たれている危険なものが安全だと、綿密な計測、空間線量などとどまらない計測が必要であるという御認識であります。

提案者に伺いますが、一定線量といった場合には、そうした事故が実は非常に大きな広がりを持つたものであり、綿密な計測、空間線量などとどまらない計測が必要であるという御認識であります。

○斎藤(や)委員 結構運動不足が顕著になつてますので、早急にお願いいたします。

私の住む宮城県では、放射能に不安を感じて、九州や沖縄に避難されている方がたくさんいました。比較的線量が低いになぜと思われるかもしれませんのが、政府の情報発信が少なかつたということも、非常に不信感を持たれている危険なものが安全だと、綿密な計測、空間線量などとどまらない計測が必要であるという御認識であります。

○斎藤(や)委員 結構運動不足が顕著になつてますので、早急にお願いいたします。

○阿部委員 次に、阿部知子君。

昨年の東日本大震災の中で生じた東京電力の福島第一原発事故から、もう一年以上が過ぎました。そこで、おっしゃいますように、特に河川また海を中心といたしまして、今、底魚と言われているようなもののレベルも上がってきております。これは、底土の土壤の汚染が大変厳しい状況にあるからだと思っておりまして、ここについてはより一層しっかりとモニタリングをやるとともに、それを国民に提供する義務があるかというふうに思つております。

○阿部委員 今のような立法者の趣旨を踏まえ

し上げたことの中で、未曾有の東京電力の事故がもたらした放射能の飛散というもの、飛び散った放射能というのは、私たちがこれまでの中で想像だに得なかつた広がりを持っていると思います。

一点目、お伺いいたしますが、支援対象区域については、いろいろな委員からの御指摘、御質問もありましたけれども、単に空間線量等々だけであります。あるいは、今は川や沼、湖の汚染状況も、基盤を活用することによって、御指摘の宮城県では、被災した子供が安全に安心して遊ぶことができる場を提供するNPO等を補助していると聞いています。

三点目、お伺いいたしますが、支援対象区域については、いろいろな委員からの御指摘、御質問もありましたけれども、単に空間線量等々だけであります。あるいは、今は川や沼、湖の汚染状況も、基盤を活用することによって、御指摘の宮城県では、被災した子供が安全に安心して遊ぶことができる場を提供するNPO等を補助していると聞いています。

三点目、お伺いいたしますが、支援対象区域については、いろいろな委員からの御指摘、御質問もありましたけれども、単に空間線量等々だけであります。あるいは、今は川や沼、湖の汚染状況も、基盤を活用することによって、御指摘の宮城県では、被災した子供が安全に安心して遊ぶことができる場を提供するNPO等を補助していると聞いています。

三点目、お伺いいたしますが、支援対象区域については、いろいろな委員からの御指摘、御質問もありましたけれども、単に空間線量等々だけであります。あるいは、今は川や沼、湖の汚染状況も、基盤を活用することによって、御指摘の宮城県では、被災した子供が安全に安心して遊ぶことができる場を提供するNPO等を補助していると聞いています。

○平野(博)国務大臣 阿部先生にはもうずっとこのモニタリングの問題について指摘を予算委員会等々でいただいております。

今、現実に、モニタリングの実施状況といふと

と少し触れたいと思いますが、福島第一原発

事故に伴う放射線モニタリングの問題について、関係府省・福島県が連携して総合モニタリング計画

を打ち出しておいまして、これに沿いまして、陸

域、海域、食品、水環境など、抜け落ちのないよ

う、いろいろなモニタリングについて着実に進め

てきたところでございます。

具体的には、先ほどの議論

ニタリングポスト、いわゆる空間線量の測定、土

壤に含まれる核種ごとの放射性物質の分析、河川

や海などの水、土に含まれる放射性物質の分析、

食品、水道水に含まれる放射性物質のモニタリン

グ等々については、関係府省や福島県と分担をし

て進めてまいりました。

さらに、放射性物質の拡散、沈着、移行の状況

を把握するための調査研究については、昨年六月

から第一次調査を実施いたしております。梅雨前

後の時期における森林、河川等の自然環境中の放

射性物質の沈着状況等々を含めて、こどしの三月

に報告書をまとめております。現在、冬季におけ

る自然環境中における第一次調査を取りまとめ

てございます。

今後とも、関係府省、福島県等々を含めて、必

要な放射線モニタリングを実施する、こういうこ

とでございまして、今、規制庁に、法案を通して

いたきましたならば、支障のないようにつしか

りと引き継ぎをする、このことによつてモニタリ

のきめ細やかなモニタリングとともに規定してございます。これまで文科省が中心になりまして、さまざまなモニタリングの調整をなさつてこられました。今度新たに規制庁が発足するに当たつて、こうした体制のさらなる充実ということ

ングの充実強化に努めてまいりたい、かように思っています。

○阿部委員 ゼひ、そうお願いしたいと思いま

す。

実は、放射能はある県でとまるものもありません。そして、三百キロ圏に飛散したと言われて、静岡のお茶でも問題になりましたけれども、それを超えて、今度は水の流れでさまざまに拡散しておりますので、十分なモニタリング体制というのは今後こうした支援対象区域を決めていく際にも不可欠と思います。

引き続いて、経済産業省の北神政務官に伺います。さあ、お手元の三枚のどじの中、三ページ目にはチエルノブリヤ法、そして一枚目にはこの間の推定年間被曝線量の推移ということで、今回、さまざまな指定におけるまず避難指示解除準備区域の策定に当たって、五十ミリ、二十ミリ、十ミリ、五ミリというようなおののの基準、特に二十ミリシーベルト以下は先ほどの避難指示解除準備区域となりました。

しかしながら、三枚目のチエルノブリヤ法で見ていただければわかりますように、チエルノブリでは、五年たった時点ですが、五ミリシーベルト・パー・年間以上のところは移住の義務が課せられたところになつております。私は、今の二十ミリで解除をしていくという方針は、この減衰曲線に従いましてもまだ五ミリになるには年月がある、どんなに除染をされてもこれはなかなか厳しいと思われます。

そこで、二十ミリで帰還がかなうというようなメッセージとして受け取られないような、ここはさらにもつと、実はチエルノブリに学んで五ミリという線もこれからもつと一に近づけるわけで、そうした安全の側に配慮した考え方をとつていただけるものと思いますが、いかがでしょう。○北神大臣政務官 先生がおっしゃっていることは、昨年の十二月二十六日に原子力災害対策本部で、年間の二十ミリシーベルトというものを基準にして、それで住民に帰還をしていただく準備地

域とするということだと思います。

チエルノブリの話も御指摘がありましたが、

一応この二十ミリシーベルトの考え方というのは、決して素人議論で決めたことではなくて、国際放

射線防護委員会、ICRPとか、国際原子力委員

会、IAEAとか、こういった議論も踏まえてお

りますし、内閣官房の中に低線量被ばくのリスク

管理に関するワーキンググループというものを設けまして、これは国内外の有識者から成るものであります。

あります。この中の議論で、ほかの發がん要因によるリスクと比較して二十ミリシーベルトとい

うのは十分低いものである、こういう評価もいた

だいております。こういう考え方でやられていました

だいているということござります。

○阿部委員 それはもうのけぞつてしまします

ね。例えは二十ミリシーベルトで五年おられたら、

実効線量はわかりませんけれども、概念的には百ミリシーベルトに五年でなつてしまふ、生涯を通じて百ミリシーベルトと一方で決めて、二十ミリシーベルトで帰れるよというのは、やはり何を大事にしているかというところが違つてくると私は思います。

一ミリシーベルトに近づけていくというこ

ろ、それから除染の進捗状況もこれから見なければいけませんが、今の北神さんの御答弁では到底

住民は納得し得ない、子供さんなんか抱えていた

ら帰れませんよ。本当に帰れる体制をどうつくる

かであります。後ろからお手が挙がつていますが、

時間の関係で指摘にとどめさせていただきたいと

思います。

引き続いて、提案者に伺いたいと思います。加藤議員にお伺いいたしますが、我が国は広島、長崎での被爆を経験し、このことについては国が率

先して被爆者のための援護法をつくつたりしてま

いりました。今回の福島の東京電力第一原発事故にあつては福島県に委ね、福島県民の範囲で行

われてきたという施策が多くつたと思います。これは、国の責任で推進してきた原子力のさまざま

れていない。健康に与える影響も含めて、今回、参議院においての皆さん立法趣旨の中ではここ

をどうお考えになつたか。この法律が必要とされ

る、今回の法が必要とされる根拠もあると思い

ますし、また、福島県外の皆さんが健康に不安を

抱えられた場合にどう応援していくかと、この

と。県外とは、避難している方も、あるいは、宮

城県の丸森地区もそうでありますよう、千葉の流

山もそうでありますよう、いろいろな地域がござ

ります。起こしたことに対する国責任と健康管理

ということで加藤提出者のお考えを伺います。

○加藤(修)参議院議員 お答えいたします。

第九条の支援対象地域以外の地域に移動して生

活する子供及び妊婦の健康診断につきましては、

身近に必要な医療を受けることができるようす

るために、政府において必要な体制整備を図るとともに、医療機関に対する情報提供を行うことなど適切な施策を講ずることが重要である、このよ

うに考えております。

また、福島県以外で支援対象地域に設定された

地域に居住する子供及び妊婦に係る健康診断につ

きましては、現に行われております福島県の健

康管理調査と福島県以外に実施される健康調査の内

容が不統一という事態が生じることは好ましいも

のではないと考えておりますので、そこで、第十

三条第二項に基づいて国が適切に必要な施策を講

ずることによって、福島県の内外を問わず、被災

者は同じ内容の健康調査を受けることができるよ

うになるものと考えている次第であります。

さらに申し上げますと、第十三条の第二項に基

づいて行う施策の内容につきましては、野党とし

ては、これらの健康診断について、福島県の自治

事務という現在の健康管理調査の位置づけの見直

しを含めて検討されるべきである、このように考

えていたことがあります。

○阿部委員 吉野委員の冒頭の御質疑でもありま

す。それは福島の皆さんためにもそうであろうし、これは国策として進めた原子力政策の結果を

受けたものでありますから、ゼひ、今のが加藤議員の趣旨を踏まえて、今後の施策を望みます。

最後になりますが、福島第一原発事故の被災者

への医療提供体制というもので、これまで行われてきた医療提供体制をさらつたものが、私の資料

の二ページにございます。実にさまざまな省庁が

総割りで、おのおの連携がとられておらない。例

えば、厚生労働省は被曝に関する医療はうちではないとおっしゃいますし、文部科学省は賠償や緊

急時被曝医療体制についてだけ、復興庁はワンス

トップサービス、内閣府は原子力災害対策本部

云々、経産省は先ほどの北神さんの御答弁のとおり、環境省がこれから中心になると言いますが、

本当に必要なことは、一人の人間の健康を守つて

いく総合施策であります。

その意味で、平野復興担当大臣には、もう御答

弁をいたぐ時間がございませんので、先ほど来、もし規制庁にそうした健康の管理を含めてのさま

ざまな被災のケアが委ねられたとしても、復興の

中心は命であります。命と暮らしであります。しつ

かりと復興の中心としてフォローしていただける

主務官庁であることをお願いして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○古賀委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党的柿澤未途でございます。

本法案は、もともと、みんなの党的川田龍平参

はあらゆる選択をした人への等しい支援が行われるのかどうか、この法案の実効が上がるか、あるいは言葉だけのものになつてしまふか、そういう意味では、政府の履行監視が非常に必要なものもあるというふうに思つております。

まず、質問としてお尋ねをしたいと思いますのは、政府の福島の皆さんに対する姿勢の問題であります。野田総理は、大飯原発の再稼働について、六月八日に記者会見されました。この記者会見での野田総理の言葉が福島の人たちにすこぶる評判が悪いというふうに思います。

いつも福島の現状を伝えてくれるラジオ福島の大和田新アナウンサー、私はメールのやりとりをいつもしていますが、このときにメールをいただきました。こう書いてありました。私たち福島県民は原発で日常生活を奪われた野田総理が守るべき国民の中には福島県民は除かれているらしい、福島県民は川で溺れてい、それを国も東電も橋の上から見てゐるにすぎない、吹き飛んだ建屋の前に立つて、本当に原発事故が収束したのか、安全とは何かを考えてほしい、こういうことを大和田アナウンサーはメールで送つてこられました。

そして、これは福島ではありませんが、滋賀県の嘉田知事、野田総理の会見について、東電福島原発事故の記憶が残る中で、多くの皆さん再起動に複雑な気持ちを持たれていることはよくよく理解できます、こう言つたことについて、記憶は過去に言及する言葉だ、福島の事故を過去に追いついている、こういうふうに述べております。

国民生活を守る、この記者会見の言葉に福島県民は入つていなかない、福島の人たちは国民じゃないのか、野田総理の言葉はそのように受けとめられていると思うんです。これが実はまさに、この議員立法が必要だというふうに考えられた理由ではないか。つまりは、政府は、福島のこと、福島の人々のこと、子供たちのこと、妊婦のことを本当に考えているのか、この部分に本当に大きな疑問がある、こういう状況なんだろう

と思います。

その意味で、平野復興大臣にお伺いをしたいと思つうんですけども、この大飯原発再稼働の判断に当たつての野田総理の記者会見の発言内容を、

福島復興再生に当たる担当大臣としてどのように感じているか、評価をしているか、お伺いしたい

と思います。

私は、政府の福島の皆さんに対する姿勢の問題であります。

野田総理は、大飯原発の再稼働について、六月八日に記者会見されました。この記者会見で

○平野(達)國務大臣 大飯原発の再稼働につきましては、いろいろな要素を勘案しての総合的な判断、ぎりぎりの判断だったというふうに私は理解

をしております。

その一方で、福島の再生それから原発事故の事故処理、これをしっかりとやらなくちやならないと

いうことについては、総理は常々これは申されて

いることありますし、私がさまざまな機会を

とつて官邸に説明に行くときも、そのことは繰り

返し総理から強い指示を受けております。

そういう福島を、例えば福島県民のことを忘れ

たとか、そういうことは決してないということは

はつきり申し上げられるのではないかというふう

に思います。

○柿澤委員 平野大臣のお立場ではそう言わざるを得ないかもしれません。しかし、今の御答弁を

聞けば、やはり、私たちの気持ちが本当に政府に届いているのかな、通じているのかな、感じても

らつてゐるのかな、こういうふうに思われてしま

うのではないかと思います。

恐らく、今回の議員立法を提出された参法発議

者の皆さんは全く違う考え方をお持ちなのではない

かと思います。この点、ぜひお伺いをしたいと思

います。

○川田参議院議員 まず、質問の答弁の前に、この法案を成立させるに当たつて、この作成に當たつて、私と、社民党的阿部知子議員、そして各

党の、ここにおられます谷委員、それから田嶋委員初め、自民党、民主党それから公明党、あらゆる政黨の、全党の共同提案によつてこの法案を提

出することができます。これまで御協力いただ

いた皆様に本当に感謝申し上げます。

そして、私としては、今回のこの野田総理大臣の再稼働会見につきましては、全くもつて無責任きわまりないというふうに感じております。これは、福島の原発事故の収束が全くしておらず、そして、この法案もつくりましたけれども、やはり、この事故の検証も全くもつてとられていないという中で、国会において原発事故の検証のための委員会までつくつてあるにもかかわらず、今回のこの再稼働の会見というのは拙速であり、福島原発事故の検証からの対策がとられていないだけではなくて、福島原発以前の安全対策についてもしつかりととらえていないこの大飯原発といふのは、免震重要棟もない、それから避難経路も確保できていない状況の中で再稼働を判断するというのは全くもつて拙速だというふうに感じています。

海外からも注目されている中で信用も低下にながるものですし、国民の生活を守るためにおつしゃつてはいますが、福島の方たちが一体どんな状況に置かれているのか。泣く泣く住みなれた土地を離れなければならなかつた方たちや失意のうちにみずから命を奪われた方たち、家族が離れ離れになり、健康上の不安や将来の不安からも、子供たちも心のケアが必要になり、これから健康被害が今もつて起きていることを考へると、このよう普通の感覚、人間の考えとして、このような心のない会見のような発言というのは到底できな

いだらうと思います。

人間らしい豊かな生活というのであれば、まずは福島の、そして福島だけではありません、全国の人たちのことも考えて発言をしなければいけなかつたと思います。

○柿澤委員 期せずして拍手が起きております

が、この答弁は、もちろん、民主党の提出者の谷岡参議院議員も関与されて、そして議論をされて、

こういう答弁になつたんだろうと思ひますので、

そういう意味では大変重い御答弁をいたいたと

いうふうにも思います。

話をかえますが、平野復興大臣、先日、浪江の

馬場町長とお会いされて、除染のモデル事業の報告として、一定時間を超えて洗浄を続けても効果は限定的である、こういう実験結果を示されたところであります。いわゆる除染の限界というものがはつきり見えてきたというふうに思います。

しかし、これは、私が去年、チエルノブイリの観察を受けて、既に十月の科技特で細野大臣に指摘をしていたものです。チエルノブイリは、大量の軍隊と巨額の費用を投じて三十キロ圏内の除染

を試みたけれども断念をした、福島では可能なのかと。そのときに細野大臣は一体何と答えたか。

日本社会の粘り強さを考えればチャレンジすべきだ、こう答えていたんですね。これは一種の精神論です。

平野復興大臣は、新技術の研究をする、こういうこともあります。先日おっしゃられたといふんすけれども、モデル事業だけでも百十八億円を投じて、本格除染には何兆円かかるかわからない。このようないくつかの限界のある中で、このまま既定の路線のとおり進んでいかれるのか、この点、お伺いをしたいと思います。

○平野(達)國務大臣 私は、浪江町長だけではなくても、モデル事業だけでも百十八億円を投じて、本格除染には何兆円かかるかわからない。このようないくつかの限界のある中で、このまま既定の路線のとおり進んでいかれるのか、この点、お伺いをしたいと思います。

○平野(達)國務大臣 そこで、富岡町長、川内村長さんにも同じ説明を申し上げておりますが、二つのことを説明しております。

まず、一点目は、モデル事業でありますけれども、大熊町を初め八町村でモデル事業をやつています。

この中で起きたことははどうかといいますと、確かに効果はあります。効果はありますが、まず放射線量が高いところで下がる率、これは高いです。

しかし、もともと放射線が低いところで除染事業を実施しますと、その下がる率は下がります。

これは、ちなみに、モデル事業につきましては、庭の除草、表土剥ぎ、屋根、壁の拭き取り等でございまして、これは人海戦術でやつてきます。

海戦術で丁寧にやつています。

ですから、ここで何を言いたいかといいますと、

放射線が低い地域の中でこういう作業をやつたとしても、低減率は落ちてくるということです。あともう一点は、柿澤委員から御指摘いたいたたのように、これはアスファルト舗装のところであつた実験でございまして、同じものをずっとやり続けても低減率は途中のところからフラットになつてしまふ、こういう実態があるということでありまして、これは、まさに私は、効果はあるけれども一定の限界があるということだと思います。

これからどのような除染をするかということにつきましては、この実態を踏まえまして、しかし確かに効果はございますから、この効果のある除染についてはできるだけしっかりとやつていくということが基本だということです。

○柿澤委員 私がこのお尋ねをした上で何を申し上げたいかというと、先ほど来るお話を上げますと、昨年末に低線量被曝の健康リスクに関するワーキングチームの報告書が出て、二十ミリシーベルト未満は人が住めるということになつたわけです。それで、避難区域の再編が行わられて、二十ミリシーベルト未満は避難指示解除準備区域として、除染しながら帰還を進める、こういう話になつたわけです。

これは、チエルノブイリに比較して格段に高い放射線量の地域に、除染をするからという理由で、よく帰つてくださいと住民の帰還を促していくんですよ。

二十ミリシーベルト未満は人が住める、こういう政府の基本認識があるわけですねども、今回の議員立法を提案した方々は、この政府の基本認識についてどういうふうに考えておられるのか、ぜひお伺いをしたいと思います。

○川田参議院議員 この第二条第三項で内部被曝について言及しておりますが、これは、外部被曝による影響と内部被曝による影響の双方をあわせて考慮する必要があるためです。

外部被曝という言葉ばかりが語られる中で、あ

えて内部被曝という言葉をこの条文に盛り込ませていただいたのは、それよりもこの内部被曝といふ概念をしっかりと皆さんに知つていただき、体の中に取り入れた放射性物質によって放射線の影響を体が受けしていくこととは外部被曝とは全く違つた影響を体に与えていくものであるといふことからも、どの法にも明記されていない内部被曝という言葉をあえてここで使わせていただくことが重要だと考えています。

食品の全量検査を目指すことを野党案では当初目標にしておりましたが、これは最初から全量検査というのは難しいこともありますので、しっかりとこれをスケジュール立てて、しっかりと検査機器の開発などもすることによって、食品の全量検査、全品検査ができるような体制をこれからも時間かけてしっかりと考へております。

この二十ミリシーベルトについては、これは基準によつて、今、被災地では、一方的に引いてきたことによつて、子供たち、家族がばらばらになつて、コミュニケーションを分断されることになりまして、コミュニティーを分断されることになります。

これは、二十ミリシーベルト未満は余儀なくされている方も大勢おられ、避難しない選択、あるいはできない被災者の方も、それが信じられる情報かが全くわからない事態に陥つています。

そもそも、「二十ミリシーベルト」という基準自体がどんな基準に照らしても間違つてゐるというの私が私の認識、立法者の認識であり、政府の基本認識とは相入れるものではありません。また、ICRPや国内法理に照らしても、「ミリシーベルト」以下にするのが当然のことです。

この法律を少しでもその目的に向かつて運用していくように、全会派の発議者有志でこの法律が進むよう、この法律では毎年見直しをしていくことが盛り込まれております。立法者の意

ルノブイリと比較して格段に高いというふうに申し上げました。先ほど来出ているチエルノブイリ法において、五ミリシーベルト以上を移住義務区域、一ミリシーベルト以上を移住権利区域としているわけです。こうした移住の権利というのを明確化して、権利を有する被災者に新しい居住地での生活再建のための十全の支援措置を国が講じていかなければならぬ。

今回の法律でも、私は、権利性というものがま一つ明確ではないのではないかと思います。その意味で、まず一定の線量基準で具体的な補償を伴う移住の権利ということを法的に明確化すべきであると考えますが、復興大臣、御見解はいかがでしょうか。

○平野(達)国務大臣 まず、「二十ミリシーベルト」でございますけれども、「二十ミリシーベルト」は委員ももう十分御案内のように、このレベル以上であれば、あるいは以下であれば危険だ、安全だという値ではありませんし、いわゆる閾値ではないということであります。

では、「二十ミリシーベルト」は何かといいますと、これは、私ども政府としては、いわゆる居住や労働を続けながら、モニタリング、食品の出荷制限、健康診断などによる放射線リスクの適切な管理や、生活圈を中心とした除染などの総合的な対策によって放射線被曝を低減、回避することが想定されている地域、これはICRPの考え方沿いで考えておるわけであります。

したがいまして、この二十ミリシーベルトといふものにつきましては、繰り返しになりますけれども、これをもつて安全だ、危険だという考え方を政府は必ずしもとつておるわけではないということであります。

それからもう一つは、「二十ミリシーベルト」でもつて帰りなさい、帰らなければなりませんといふことも政府は想定しておりません。これは避難指示解除準備区域ということで、そこからインフラの整備をしたり、あるいはさまざまな公共施設、

壊れた施設等がござりますから、その復旧をしながら、最終的には、個々の地域の判断として、もつと検論しますと、個人の判断として帰るかどうかは多分決定をしていただくことになると思いま

す。

その上で、これからさまざまなものから、避難区域からたくさん避難されている方々がおられますけれども、政府としてしっかりと意向調査をしなければならないと考えておりますが、そのときに、中にはどういう状況になつたとしても移住を決意される方もおられると思います。そういった方々にどういう賠償をするかということにつきましては、これは今政府内でもいろいろ議論をしておりまして、その基本方針というのを今各町村と内々に調整をしております。

いずれ、この基本方針もある程度のめどが立ちましたら、しっかりと公表して、その上で住民の皆さん方としっかりと意見交換をして、それで、正すべきことは正す、修正すべきは修正するという形での賠償指針を決めていくということになるかと思います。

したがいまして、移住の権利というよりは、最終的にそこに戻る、戻らないということについての、国は、例えば、戻りなさい、戻らなければだめですよということについての強制力をを持つて具體的にどうこうするということは考えておりませんし、また、できないと思つております。

そういう中で、さまざま情報提供をしながら、今避難している方々の判断に資するような情報提供をしっかりとやりながら、最終的に、地域としてあるいは町として、そして、繰り返しになりますけれども、場合によつては個人として、そういった判断をしていただくということになると思つた判断をしておるわけですが、それは避難指示解除準備区域ということで、そこからインフラの整備をしたり、あるいはさまざまな公共施設、

からないまま、一年が過ぎ、二年が過ぎていく、この現状こそが、まさに今回の議員立法を必要とした最大の背景なんですよ。

それに関して、平野復興大臣の今の御答弁は、何ら答えになつていいか、このことを明言していただきたかったと思います。立法者の皆さんは、この気持ちを共有していただいていると思いますので、ぜひ法案成立の瞬には、履行監視を政府に対し厳しく行つていただきたい、このことも期待として申し上げまして、質問を終わらあります。

ありがとうございました。

○古賀委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○古賀委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○古賀委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○古賀委員長 これより討論に入りますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

参議院提出、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるために被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○古賀委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○古賀委員長 次回は、公報をもつてお知らせす

ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

わなければならない。

措置を講じなければならない。

(基本方針)

第八条第一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことがでありますよう、被災者がそのいずれを選択した場合であつても適切に支援するものでなければならぬ。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故(以下「東京電力原子力事故」という。)により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者(以下「被災者」という。)が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていてこと及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策(以下「被災者生活支援等施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、もつて被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とする。

5 被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、子ども(胎児を含む。)が放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならない。

3 政府は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(汚染の状況についての調査等)

6 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による影響が長期間にわたるおそれがあることに鑑み、被災者の支援の必要性が継続する間確実に実施されなければならない。

3 国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、前条の基本理念に定し、及び実施する責務を有する。

4 国は、被災者の第二条第一項の選択に資するよう、前項の調査の結果及び環境中における放射性物質の性質等を踏まえつつ、当該放射性物質の種類ごとにきめ細かく、かつ、継続的に実施するものとする。

5 国は、被災者の第二条第一項の選択に資するよう、前項の調査の結果及び環境中における放射性物質の性質等に関する研究の成果を踏まえ、放射性物質による汚染の将来の状況の予測を行つものとする。

第二条 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故による災害の状況、当該災害からの復興等に関する正確な情報の提供が図られつつ、行

第三条 国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、前条の基本理念に定し、及び実施する責務を有する。

第四条 政府は、被災者生活支援等施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の

3 国は、第一項の調査の結果及び前項の予測の結果を隨時公表するものとする。

(除染の継続的かつ迅速な実施)

第七条 国は、前条第一項の調査の結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壤等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、国は、子どもの住居、学校、保育所その他の子どもが通常所在する場所（通学路その他の子どもが通常移動する経路を含む）及び妊婦の住居その他の妊婦が通常所在する場所における土壤等の除染等の措置を特に迅速に実施するため、必要な配慮をするものとする。

(支援対象地域で生活する被災者への支援)

第八条 国は、支援対象地域（その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。以下同じ）で生活する被災者を支援するため、医療の確保に関する施策、子どもの就学等の援助に関する施策、家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援に関する施策、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなつた子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に規定する子どもの就学等の援助に関する施策には、学校における学習を中断した子どもに対する補習の実施及び学校における屋外での運動の機会の提供が含まれるものとする。

3 第一項に規定する家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策には、学校給食の共同調理場等における放射性物質の検査のための機器の設置に関する支援が含まれるものとする。

4 第一項に規定する放射線量の低減及び生活上

の負担の軽減のための地域における取組には、子どもの保護者等による放射性物質により汚染された土壤等の除染等の措置、学校給食等についての放射性物質の検査その他の取組が含まれるものとし、当該取組の支援に関する施策には、最新の科学的知見に基づき専門的な助言、情報の提供等を行うことができる者の派遣が含まれるものとする。

2 前項のとおり、支援対象地域から移動して支援対象地域以外の地域で生活する被災者へ（支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援）

第九条 国は、支援対象地域から移動して支援対象地域以外の地域で生活する被災者を支援するため、支援対象地域からの移動の支援に関する施策、移動先における住宅の確保に関する施策、子どもの移動先における学習等の支援に関する施策、移動先における就業の支援に関する施策、支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなつた子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項に規定する被災者で当該避難前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、前条の施策に準じた施策を講ずるものとする。

（指置についての情報提供）

第十一条 国は、第八条から前条までの施策にし具体的に講ぜらるる措置について、被災者に對し必要な情報を提供するための体制整備に努めるものとする。

（放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等）

第十三条 国は、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくの状況を明らかにするため、被ばく放射線量の推計、被ばく放射線量の評価に有効な検査等による被ばく放射線量の評価その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、被災者の定期的な健康診断の実施その他東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査について、必要な施策を講ずるものとする。この場合において、少なくとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者（胎児である間にその母が当該地域に居住していた者を含む。）及びこれに準ずる者に係る健康診断については、それらの者の生涯にわたって実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられるものとする。

（避難指示区域から避難している被災者への支援）

第十四条 国は、第八条から前条までの施策の正な実施に資するため、当該施策の具体的な内容に被災者の意見を反映し、当該内容を定める（調査研究等及び成果の普及）

第十五条 国は、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調査研究及び技術開発（以下「調査研究等」という。）を推進するため、調査研究等を自ら実施し、併せて調査研究等の民間による実施を促進するとともに、その成果の普及に關し必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映等）

第十六条 国は、放射線を受けた者の医療及び療の提供等）

第十七条 国は、調査研究等の効果的かつ効率的な推進を図るため、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する高度の知見を有する外國政府及び国際機関との連携協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際的な連携協力）

第十八条 国は、放射線及び被災者生活支援等の施策に関する国民の理解を深めるため、放射線が人の健康に与える影響、放射線からの効果的な防護方法等に関する学校教育及び社会教育における学習の機会の提供に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

（損害賠償との調整）

第十九条 国は、被災者生活支援等施策の実施に要した費用のうち特定原子力事業者に対して求償すべきものについて、適切に求償するものと

起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたもの（以下「被災者」）を受けたときに負担すべき費用についてその負担を減免するために必要な施策その他の被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。

（損害賠償の支払の促進等資金の確保）

する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 国は、第六条第一項の調査その他の放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直すものとする。

理由

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上での放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に特に関わることにより、当該施策を推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十四年六月二十六日印刷

平成二十四年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P